

議事日程(第3号)

令和6年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告
- 認定第1号 令和5年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第3号 令和5年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第4号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第5号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第6号 令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第3 承認第15号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)
- 日程第4 議案第24号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 日程第5 議案第25号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第26号 桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第27号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第28号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第29号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第30号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第31号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 意見書案第2号 健康保険証の存続を求める意見書(案)
- 日程第13 請願第1号 産業廃棄物焼却施設建設に対する住民・区長会の痛切な思い、並びに問題解決への対応を求める請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

- 認定第1号 令和5年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第2号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第3号 令和5年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
認定第4号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第5号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第6号 令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定
日程第3 承認第15号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
日程第4 議案第24号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
日程第5 議案第25号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
日程第6 議案第26号 桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第7 議案第27号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第28号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第29号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第30号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第31号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12 意見書案第2号 健康保険証の存続を求める意見書（案）
日程第13 請願第1号 産業廃棄物焼却施設建設に対する住民・区長会の痛切な思い、並びに問題解決への対応を求める請願書

出席議員（10名）

1番	林 英明君	2番	下川 康弘君
3番	柴田 正彦君	4番	杉村 明彦君
5番	大塚 和佳君	6番	吉川紀代子君
7番	北原 裕丈君	8番	竹本 慶吉君
9番	原中 政廣君	10番	青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	永松 俊英君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案及び請願について、意見書案第2号及び請願第1号が提案されました。

お諮りします。意見書案第2号及び請願第1号は、会議規則第22条の規定により日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号及び請願第1号は、日程に追加し議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の意見書案第2号及び請願第1号は、会議規則第39条第1項及び第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号及び請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、意見書案第2号及び請願第1号は、日程第11の次に順次上程いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番、柴田正彦議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 柴田正彦です。24回目の一般質問を行います。今回の一般質問は10項目、1、これまで「検討する」などと言われたことのその後について。2、大将陣公園横に計画されている産業廃棄物処理施設について。3、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設の建設について。4、町立認定こども園について。5、主権者教育について。6、中学校の部活の地域移行について。7、学校建設について。8、水道施設の改修（建設）について。9、プレミアム付き商品券について。そして10、町政報告についてです。

なお、昨日質問された方と同じ質問もすることがあります。後の私の質問の関係があるので、あえてすることがありますので、御協力お願いいたします。

では1、これまで「検討する」などと言われたことのその後について質問します。

70歳以上の方へ桂川町敬老祝施設利用チケットというのが用意されています。これについては、私何回かいろんなことを提起してますが、実際に施策にされた数少ない施策の一つです。

70歳になったら、以前は町から敬老祝金が出てました。それがなくなりました。それに代わるものとして、町内で使える体育館やグラウンドゴルフ場、それからひまわりの里のお風呂で使えるチケットを配布してはどうかということを提起して、もう3年ぐらいになりますか。ようやく動き始めております。

この、桂川町敬老祝施設利用チケットですが、どのように配布されているのか、教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 桂川町敬老祝施設利用チケットについては、町内の70歳以上の方に対し、敬老のお祝いと健康の増進を目的として、グラウンドゴルフ場、総合体育館トレーニングルーム、ひまわりの里の入浴施設で利用できる10枚つづりのチケット1冊を、希望される方に今年度8月1日より配布しております。

配布方法につきましては、桂川町総合福祉センターひまわりの里で申請いただき、交付しているところがございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私もいただいています。72になってますので。こういうものです。

それで、お尋ねしたいんですが、この配布状況、何人ぐらいの人がこれを取りに来られたというか、受け取りに来られたんですか、教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） チケットの配布枚数の現状ですが、8月末現在で、235名の方に交付しております。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） じゃ、そのチケットを手にされた方の実際の施設利用状況を教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 現時点、8月末現在ですけれども、桂川町総合福祉センターひまわりの里の入浴施設、延べ人数で384人。桂川町総合体育館トレーニングルーム、延べ6人。桂川町グラウンドゴルフ場、延べ26人となっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、現時点でこんな課題が出てきているということがあったら、教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） この事業につきましては、本年度8月から開始しておりますので、特に問題等は把握しておりませんが、担当課においては、本町での70歳以上の方は約3,900人で、交付した方は235人でありますので、まだまだ町民の皆様に周知されていないのではないかと感じております。

今後の状況を見ながら、周知に努めてまいります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今後、どう取り組まれるかということ、今言われたということによろしいですか。付け加えられることはありますか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 今後の取組ですけれども、この事業につきましては、今年度が事業開始初年度となりますので、当分の間は継続して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしく願いいたします。

では、次に入ります。2、大将陣公園横に計画されている産業廃棄物処理施設についてです。現状を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 昨日、吉川議員の御質問の際にも同様の質問がございました。

重複するかと思いますが、保険環境課のほうにつきましては、現在環境調査ということで、風向風速の調査を開発業者のほうが行っております。毎月調査が行われましたという報告は受けておりますが、具体的にそのデータというところの開示というのは、まだ業者のほうで解析中ということで、こちらのほうには何も来ておりません。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） つまり九環協から連絡だけは来ているということですね。

では次ですが、飯塚市長、飯塚市の担当者の協議に入ります。

6月議会で飯塚市長との協議が必要なんじゃないかということを提起しました。資料1です。この後段3分の2ぐらいのところに、町長はこう言われました。「こういう状況は、どんどん状況が変化していくと思われまますので、その状況を注視しながら、適切に対応したいと思います」適切に対応されたと思いますが、どのような協議が行われたのでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

この件につきましても、昨日の一般質問でも少し触れておりましたけれども、現在の飯塚市の武井市長とは、2回ほど協議、話合いを行ったという経過があります。

ただ、状況としては大きな変化というものはございません。このために、先ほども申されましたように、状況を注視しながら今後の対応について協議をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） データも、向こうは1年間分も、もうすぐたったらたまりますので、即動きがあると思いますので、注視していただきたいと思います。

担当課のほうは、協議等行われていますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらも昨日の吉川議員の質問と重複いたしますが、現在特段会議という形での協議というのは行っておりませんが、担当課のほうと情報共有ということで、電話でのやり取りとか、会議等でお会いした際に、またちょっと話をして、お互いに情報共有ということはしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 住民の皆さんから、どんな質問や意見が来ているかなんですが、先日私、畑のほうに歩いて行ってましたら、産廃の件はどうなってますかと尋ねられました。

電話でも時々来ます。知らない人からも来ます。かなりやはり皆さん気にされているというの

は分かっていますが、じゃ町のほうに住民の皆さんからどのような意見や質問が来ていますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 保険環境課のほうにつきましては、特段、お電話とか窓口でそういった、柴田議員申されましたとおり、どうなってますかとかいうような御質問とか、御意見というのは特段今のところ来ていない状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長のほうにはどうですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これも少しお話したかと思えますけれども、いわゆる区長会が中心になって、署名活動を行われました。その際に、区長会の代表の方とそういった内容について協議をした経過はあります。

区長の皆さん全員が反対の意思を表明してありますので、そのことを尊重して取り組んでいくということを話としてまとめているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 緊張感を持ってお互いに取り組んでいけたらと思っております。

3、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設の建設についてです。

現状を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 現状でございますが、現在は一般廃墟物処理施設の建設及び運営事業の事業者を決定するための公募型プロポーザルの執行に当たりまして、事業者の募集を行っているところです。

こちらにつきましては、7月19日に公募の公表ということで行っているところで、まだこれは継続中ということでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 9月14日、もう先週の土曜日になるんですが、夕方5時半から桂川町、嘉麻市、飯塚市の議員が集まって、その議員対象に説明会が行われました。

その中で建設費が数百億円かかるという説明がありました。もっと上がるんじゃないかという説もあります。補助金等はあるでしょうが、実際にどれだけかかるんだろう。はっきり分かりません。説明聞いても分かりませんでした。

SDGsの観点から見ても、僕には疑問があります。懸念があります。

今後どう進められるのか。計画等分かりましたら教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今議員申されましたように、9月の14日の日に、旧穂波町の交流センターで説明会が開かれました。私も一般の傍聴人として出席をさせていただきました。

当日配られた説明会の資料がありますので、これ以上のことは申すことはできないと思っておりますけれども、現在の状況としましては、スケジュール表にありますように、6年度、本年度において用地交渉を進め、そしてまた造成計画の策定、そして保安林の解除、こういった事務的な作業を進めていくというのが、これが事務方の内容であります。

先ほど担当課長が申しますように、この状況において特に重要な事案としましては、いわゆる建設業者の選定というのがあります。プラントメーカーの選定というのが非常に大きな事案としてあるわけですが、スケジュール表では、11月下旬までに、いわゆる業者から提案による書類を受けて、そしてこの選考委員会というのができておりますので、そこで審議した結果で、来年2月にはいわゆる優先交渉権者というその選定を行うというのが当面のスケジュール。

来年度からは、条件が整えばそういった工事に着手していくと。特に最初は造成工事になると思いますが、そこに着手していくというのが主なスケジュールということになります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私は、もうこの件に関しては終始一貫して同じことを言っています。私は九郎丸に住んでいますので、ここにも県央から説明に何回か来られています。その中でも同じことを言っています。

私は大型ごみ焼き場は要らないと言っているんです。それだけなら要らない。資源再生センターとしての役割を持たせてほしい。SDGsの観点を入れてくれと言っていました。これはもう町長にはずっと言ってきたところです。

ところが、14日の説明の中でその観点が分からなかったんです。一応僕も4項目質問しましたが、さらにしたかったけどそうはいかなかったもので、それ以上してないんです。皆さんいろいろな意見を言われていましたので。

どうも聞いてて、僕は判断したのは、選定した事業者がそれぞれ提案がある。その中にそういった点も入ってくるだろうぐらいの感じだったんですよ。

そうじゃなくて、こんなの入れなさいよって、むしろ提起しないといけないんじゃないかなと思っているんですが、そういったことはされてきていないんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと私も専門的なことは疎いところがあるんですけども、いわゆる要求水準書といいますか、そういったものがあって、提案を受ける前提となる条件です。それを示したものがあって、提案をする業者は、その要件にかなった提案をしなければいけないという。その要求水準書の中に、今申されましたいろんな項目のものが詰め込まれていると。

もちろんSDGsに関連するものもありましょうし、また一番大きいのはプラントメーカーの焼却の方式です。それによって、その方式によってメリットデメリットが明らかに見えてきますので、そういったものも含めたところでのいわゆる提案がなされるものと、そのように理解しています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっと不安なんですよね。県央から視察に、地域の人、ごみ処理場とかいろんなところに見に行きました。そのときに、佐賀とかに行ったら、リサイクルとかそういったコーナーがあるわけですよ。その焼却施設には。

そういったところの発想が要るんじゃないかと、ずっと僕は言っているわけで、あと14日も委員の中から、ごみの減量とかも一方で考えなやろうというのが出てて、当たり前だなと思うけど、そんな話がなかなか出ているのかどうかも分からなかった。

ぜひとも、副組合長ですから、井上町長は、ぜひともそんなも入れてください。そういった意味合いのものじゃないと、造る意義がないんじゃないのかって僕は思っているもので、今後考えたときに、20年、30年後考えたときに資源再生センター。それをしながら一方でごみの減量というの、全体として取り組んでいかないかとやないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

今後その辺を発信していただけますでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘の件については、私も重々気をつけてまいりたいと思っておりますし、確認はしておりませんが、いわゆる先ほど申し上げましたリサイクルというのは、これはもう重要な案件でして、それとできるだけ最終的な焼却灰といいますか、そういったものの取扱いということについても、万全を期していく必要があると、そのように考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしく願いいたします。うちからも議員が2名出られていますので、発信してください。

では4、町立認定こども園についてに入ります。

資料2を一応用意しているんですが、これは3月の私の一般質問です。ちょっとこの経過を少し振り返りたい。私は6年前議員になったんです。それ以来、学校建設してくださいと言い続けています。

桂川小学校がひどいからです。ただ中学校も今ひどいんですよね。

そんな中で、これを一体としても補助金考えたときに造っていくしかないだろうというふうに考えを変え、言っています。

と同時に、子供子育て施策の充実が要るだろう。これをしないと、この町の課題である人口減はクリアできない。

逆に言えば、人口がある程度増えたり、現状維持になっているとか、この子供施策、ここが充実してます。やっぱりそこがうちは弱いなと思っています。

議員になって初めて知ったのは、桂川町には公立幼稚園、公立保育所2、全部で3つの公立の就学前の施設がある。そういう例は非常に少ないということでした。僕はどこもそうかと思っていたんです。

何でそうなのかと言ったら、ほかのところはそうじゃないというのは、公立のところには国からの補助金が極端にない、少ない、ほぼない。私立に関しては補助金がどんといく。つまりこれが国の施策です。これに従う必要はないんだけど、ここにお金がかかる以上、従わざるを得なかったというのが近隣の実態だったと思います。

だから、飯塚は20年ぐらい前から徐々に進めていってます。

一方で、幼稚園が昔僕らのときは幼稚園に行って小学校という流れが多かったんですが、今はもうほとんどが保育園ですよ。幼稚園に行くのはほんの一部です。

議員になって分かったのは、幼稚園の人数の在籍数の少ないこと。その割には先生は多い。どげなっとなんですかというのは、ずっとこれも言ってきました。

これがそのときに言った資料なんですけれども、桂川幼稚園と土師保育所の例です。吉隈はちよっと外しています。このころありました。3歳児で言えば児童15に先生2。ところが保育所は、17に1人、倍違うんですよ。4歳児もそうですよ。5人に1人。片や24人に2人、5歳児、13人に先生2人、保育所24人に2人、片や6.5人、片や12人。

トータルで見て、幼稚園が2倍大事にされている。これはずっと言ってきたところですね。何でか何回も聞くけど答えが出てこない。何で町長はこげ大事にしようじゃん。この町は大事にしている。大事にしているんですよ。幼稚園大事にするなら保育所も大事にせなでしよう。善来寺保育園にももっと支援せなでしよう。私立のところにも。これが分からんやっ。今でも分からないんです。ある保護者はこれえこひいきやろうと言われました。僕もそんな気がしてます、と答えるしかなかった。

何とかせんとと言われて、一応言うは言っているんですけどね。私の力のなさでしょう。でも明らかにおかしいですよ、これ、異常ですよ。だから私はこの幼稚園の先生を保育所に異動したらどうですかって言い始めた。だって保育所はそのころ待機児童が出てたんですよ。

幼稚園は悠々、何十人でも入れる状況なのに、保育所は入れない。

本来、私は公立でいいと思っています。そっちのほうがいいですよ。だって、そこで働く先生方が町内の人だったら、仕事を完全に町として保障できてるんでしょう。公立のほうが給与いいん

ですよ、はるかに、当たり前ですけど。職員を考えたら分かるでしょう。

それは生活がきっちりできるということは、非常に大事なことです。生き方としても、家庭としても。

ところが、実際にこの町にそんだけの裕福な財源があるかと、お金がないでしょう。その中で何でこげんしちゃんというのがだんだんと疑問になってきました。

ただ、やっぱりほかのところと同じように、どっかで変えていかなやろうと。

そんな最中で、教育委員会のほうが変わられてきました。特に幼稚園のこの見直しがあった。だって公立の幼稚園を、僕は大庭教育長に聞いたんです。公立の幼稚園を持ちよるところは飯塚は何個あるんですか。嘉麻は何園持ってるんですかって聞いたら、いやゼロですよって言われて、県内はって言ったらゼロですよ、そんなの。久山にあると言われましたかね、何個かあると言われたと思う。

つまりどこももう撤退してるんですよ。だって幼稚園に行く子供の数が少ない。それを維持するよりは、その子を私立に任せて、そのお金を子育てに特化して突っ込んだほうが充実する。そういうのが分かってきました。

そんな意見も述べていったと思いますが、ある程度ここはかなり変わっていったのは、教育委員会が、桂川町今後の幼児教育のあり方検討委員会を作られました。

その中の論議の中で、その検討委員会から幼保一元化ということが提言が返ってきました。答えが返ってきました。

保育所についても、結局2つの保育所を持っていた、公立を持っていたんですが、1つは民営化に変わりました。

そこに実際に民の業者が入っていただきました。ここはうまくいっていると思っています。

そうすれば、そこに突っ込むお金が今度子育てに回せるだろうと僕は思っています。そして、もう1つ出てきたのは、幼保一元化ということで、認定こども園を作ったらいいだろうという話が出ました。

そして、井上町長は、桂川幼稚園と土師保育所を合わせます。吉隈は一步先に民営化されていきましたので、町立の桂川幼稚園と土師保育所を合わせて認定こども園、町立の認定こども園としていきますとお話があり、そしてついに場所を桂川小学校横の今駐車場としてあるところにしたと言われた。

この考えが、僕は返す返すも遅かったと思っている。もし20年前、嘉麻や飯塚、県内のそれぞれの自治体がそんな方向で動いている時期に、この取組を考えたら物すごいお金が浮いています。それを子育てに特化しとったら、この町の今の姿とまた違った姿があったらと思う。

もちろん町長一人の責任じゃない、責任ありますけど、議員もあります、議会にもあります。

もちろん重々承知しています。

やっぱりその辺の周り見ながらきっちり動いていかないといけなかったんじゃないかな。僕はそれは今思っています。

すみません。話を先へ進めましょう。町長が小学校の横に建てられると言われたときに、ああそうなんか。それがあるのかと思いました。僕はもう土師保育所をあの場所に建て替えると思っ込んでいましたから。スペース的にはあると思っしたので。ここは確かに便利いいよな。

なるほどと思ったら、文教の中で大丈夫やろかという意見が出てきて、この資料にもあるんですが、また文教の意見としてもここで言っさせていたと思っますが、こんな意見が出たんです。土地狭くないの。児童生徒を送る親の駐車場になっっているけど、大丈夫なん。桂寿苑の利用者は、社協の職員の駐車場、社協に行く人の駐車場にもなっっているけどいいんだろうか。県道工事が始まった時は安全なん。渋滞せん。中学校のため池まで工事があるといよ。学童の子供の送り迎えもあっこやってるよ。

そんな懸念は出た。そんな中、井上町長が次のように言っされました。資料2の1です。下のほうの町長と書いてあるところ。私が回答した内容にはというところ。 「あえて言っれば今議員が申されまっいろいろな課題がありますけれども、そういう課題については、私自身は解決できない課題ではない。ただ、特に学校関係者、幼稚園関係者の協力が必要である」というように言っされたんです。

ここまで町長が言っ切るということは、裏づけがあるんだらうと思っしたので、じゃ信用しよう、僕は思っました。

ところが、どうも工事が進んでないし、9月3日の町政報告の中で、課題や問題提起が多く、2026年には間に合っわないと言っされたんです。

長くなっってますが質問です。計画が進んでいない要因は何ですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども議員のほうからも申されまっように、いわゆる桂川小学校の横の駐車場を建設の候補地として取り組んできたことは事実であります。

そして、また課題が非常に多いという中で、特に大きいのは、いわゆる駐車場の確保の問題です。これは私の認識不足というところもあろうかと思っますがけれども、いわゆる保育所を作っした場合に、保育所はもともと保護者が送り迎えする施設であるということ。

ですから、もうこの土地柄から考えて、ほとんどが車で送り迎えするというのが前提になろうかと思っます。

そのときに私の気持ちとしては、いわゆるその駐車場を利用する方の協力をいたっで、うまくこの駐車場としての利用が継続できないかという考えがありました。

ただ、中身を詰めていくうちに、いわゆる学校の子供たちの送り迎えの駐車場と、保育所の駐車場、これは明らかに区分しないと事故のもとになるということが指摘といたしますか、私がちよっと考えが及んでなかったところですけども、じゃその区分をするというときに、もう要するに分けなきゃいけないんです。時間がずれたから適当に乗降を繰り返すというよりも、この部分とこの部分という形で分けなければいけない。

そういったときに、現在の状況の中で対応できるかということ、それから課題としてそのほかにもいろいろありますけれども、社会福祉協議会といたしますか、桂寿苑の利用者の方の駐車場の確保、こういったものも出てきたことは確かです。

そういったものを考えたときに、その振り分けといたしますか、それがなかなかちよっと専門家の意見を聞いても、なかなかうまく落ち着かない部分があります。

正直申し上げまして、そういった状況を踏まえて、まだ具体的な計画案、これが立案できていないという現状の中で、今日を迎えているということで、議員御指摘のように計画は進んでいないという状況になっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） その辺もちゃんと僕ら言ってたんですよ。一つ問題が駐車場です。本来、生徒児童を送るための駐車場なんて必要ないはずだ。もちろん障がいがあったり、けがしたりした子供だったら、それは例外としてあるだろうけど。

だから、議員の中では、文教としてもあそこに立ってここ駐車使わないでくださいってやってみようかとかいう話まで出てたんですよ。もうちよっと様子見ようやって。

だから僕は、あれだけ言んしゃからしきんしゃんじゃないって思いよったけど、無理だったんですね。

これはやっぱり町長一人で決めようとするけん、やっぱきついんじゃないですか。もうちよっとトータルでみんなで考えてやっていかないと、結局無駄な金使うし、無駄な時間使いますよね。そういうことです。

では、先行きます。この件に関しては、後でまたもう一言触れたいと思います。

みんなで決めていかんとやっぱりあの目この目がないと無理なんじゃないですかね。

次に行きます。3に入ります。保育所、幼稚園の交流です。

私は6月議会で、「2年後、土師保育所と桂川幼稚園が一体となり、幼保連携型認定こども園ができます。そしてこのこども園は、土師保育所の職員と桂川幼稚園の職員が中心になって構成されるはずですよ。同じ桂川町の職員です。2年後に備えて職員間の交流が必要だと思っているんですが、教育長はいかがお考えでしょうか」とお尋ねしました。

教育長は、「議員のおっしゃるとおりです。認定こども園が創設される上では、保育所と幼稚

園の職員の交流は必要だと思っています。さらに職員の交流だけでなく、子供たちの交流というのも、これも不可欠であると思います」と言われました。

質問です。職員の交流、どのように進められていますか。

○議長（林 英明君） 教育長。

○教育長（大庭 公正君） 職員の交流につきましては、昨日も江藤課長のほうが答弁したと思いますが、桂川幼稚園と土師保育所の職員、特に園長を中心としたメンバーになるんですが、定期的に会合をもちまして、認定こども園におけるカリキュラム、マネジメントを検討をして教育と保育の内容に関する、現在全体計画等々が本当に着実に進んでいるような状況であります。

そして、本年5月には先進地から講師を招いて、認定こども園の開設に向けてということで、桂川幼稚園と土師保育所の合同研修会を実施をしていくなど、幼稚園と保育所の連携や、認定こども園開設に向けて調整すべき事項の把握を行っています。

なお、お互いの職場を訪問することで、子供たちとの出会いというか、そういった機会も設けているような状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 確かに6月議会でそう言われていると思うんですよ。施設の子供たちのことを知って学んだことをまたというようなことを言われました。

それで実際に、幼稚園の先生が保育所の子供に会う機会、保育所の先生が幼稚園の子供に会う機会等を現実に作られているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 具体的なところといたしましては、時間をとってお互いが職場を訪問するということまでには現在至ってはおりませんが、今後そういった機会を現在進めている状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりました。それで、これからそういうことが出てくるということですね。職員同士が。

今言われたけど、じゃ子供同士の交流、僕はこれは言われてそれが一番大事だなと僕も思いました。子供同士の交流は、どうされていますか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 現在、桂川幼稚園、土師保育所が連携して、子供たちの交流活動の計画を作成中でございます。もうほとんどでき上がっているような状況ですが、秋以降には試行的に年齢ごとの交流活動を実施をし、園児だけではなくて、その中で当然職員の交流がなされるよう、計画をしております。

次年度からは、定期的な交流を意図的、計画的に実施する方向で進んでいます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今後の取組のところも言われたと思うんですが、もう少し付け加えてありますか、今後の取組で。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 本町における認定こども園開設というのは、私どもだけではなくて、何よりも桂川幼稚園も土師保育所も実際に子供を預かる現場レベルが、これからの保育、幼児教育の根幹をなすものと強い認識を持っております。

その土台となる全体指導計画、カリキュラム策定等、具体的な活動内容に至るまで綿密な計画をしっかりと連携しながら、その策定に現在取り組んでいるところであります。

そのことで、やはり私たちが想像している以上のものが現在進んでいますので、今後非常に認定こども園の開設に向けては、期待をしているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 大事に進めていっていただけたらありがたいです。

あと子供同士の交流ですが、5歳児は4月からは小学校に行きます。個々の交流が大事なんですが、ある程度の動きが作れた段階で、そこに私立の保育園、子ども園、つまり善来寺とか吉隈の、そこも一体となれる場を入学前には作っていただくような、そこまで今後進めていっていただけたらと思います。いいですか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 従前から小学校入学前にはそれぞれ公立のほうですが、子供たちを集めてしている交流というのがございました。

今回認定こども園開設というところについては、その年長組だけではなくて、それぞれ年齢ごとの交流も進めていこうというふうなところでしたが、やはり就学前から、小学校のつなぎという面から、従前ございます入学前に集める機会、そこに私立にもお声かけをして、小学校に入学してくる子供たちがやはり一堂に会して、そして小学校までに入学までに必要なこと、またそういったところを町内統一したものにできるように進めてまいりたいし、またそれぞれに声かけをしていきたいというふうに思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしく願いいたします。

それでは次なんですが、5、主権者教育についてです。

町議選における投票率の推移について、教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 桂川町の過去4回実施の桂川町議会議員一般選挙の投票率は、平成22年11月14日執行、68.74%、平成26年11月9日執行、63.27%、平成30年10月28日執行、59.36%、令和4年10月23日執行、53.02%となっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今言われたのを、一応100分の1単位を四捨五入しております。そうすると、これが一番直近です。2022年、53.0%、その前は59.4%です。非常に低い。2014年は63。だから、この間どうなっているかということ、ここで5%、5ポイント下がっています。10年から14年の間に。2014年から18年、その後、4年後、4ポイント下がっています。さらに、次は6ポイント下がっています。

18年と22年は、もう、町長は選挙がありませんでしたので、お一人が立候補で一人が通られましたので、議員だけの選挙だったと思うんです。だから、そのせいかなと思うけど、これ、下がり方を見たら、6ポイント下がっていますから、これ、両方とも町長が出られないで議員だけの選挙です。ということは、非常に危うい、これは。

多分、次はこの分でいけば、50%切ります、50%。2人に1人しか選挙に行かない状態が、ここで生まれる可能性が高い。これはまずいだらうと思っています。

そういう意味で、僕は主権者教育というのが要るのかなという思いがあるわけです。

まず、この投票率が下がってきた要因というのは、どうお考えでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 一般的には、公益社団法人明るい選挙推進協会の資料でも、多くの人が政治に対し関心を持たなくなってきており、その中でも、特に18歳から29歳の年齢層の投票率の低さ、いわゆる若者の選挙離れが、投票率の低下として大きな要因として上げられています。

本町の町議会議員一般選挙の投票率に関しては、今、柴田議員のほうから御指摘もありましたとおり、同日に執行されます桂川町町長選挙が3回続けて無投票になったことが、投票率の低下の一因として考えられると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、その投票率アップするために、手立てとして、どう取られたのでしょうか。町長が出られないだけでこうなるのかなとも思えないんです、どっかで。何らかの手立て、取られてきましたか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 投票率アップのために、桂川町選挙管理委員会といたしまして、選挙啓発チラシの各戸配布、広報けいせんを活用した選挙啓発、選挙啓発ポスターコンクールの実

施、町内小中高校へ模擬選挙実施のための投票箱等の選挙備品の貸し出し、嘉穂総合高校へ選挙啓発リーフレットの配布等の活動を行っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それでも投票率は下がっている。何らか新しい手立ては、今、考えられていますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在のところは特に考えておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そうですよ。だって、それは役場の責任じゃなくて議員の責任ですからねと思いますよね、普通。

投票率が下がるのは私たちの責任なんですよと思っています。申し訳ありません。あえて聞きました。

私は、これ、取り組むべき課題が2つ、今のところ僕は見つけています。

一つが学校における主権者教育なんです。

何か主権者教育って難しいけど、一つは自分が主権者である。そして、この町を動かすのは自分なんだということになります。

学校における主権者教育というのは、どのようにお考えですか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 平成27年の公職選挙法の改正で、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。高校生は在学中に選挙権を行使することができるようになりました。

また、令和4年度から民法に規定する成年年齢が満18歳に引き下げられました。これに対応するべく、高等学校では、早くから主権者教育が進められてきたところですが、小中学校においては、高等学校に比べて主権者教育が、やはり不十分と言ってもいいような事実でございます。

そのため、平成29年、そして30年に改定をされました学習指導要領においては、小中学校の段階から、子供たちに主権者としての必要となる資質、能力が身につけていくことが、これまで以上に重要となるということを示されました。

主権者教育は民主主義の基本的な概念や仕組みを理解するための基盤を提供して、子供たちが自分たちの権利や義務を理解することで、社会の一員としての自覚を持つことができるというふうに、そういった効果がございます。

そのほかにも、批判的思考力の育成であったり、参画意識の醸成、多様性の尊重、法の支配の理解など、主権者教育の効果としては、子供たちが将来の社会を担う市民として成長するための必要な要素でもあります。

今後も児童生徒が主役として活動できる教育内容及び授業の在り方について、各学校には指導助言をしているところがございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 一人一人が主人公ですよと、あなたが主権者ですよと、そして、そこが選挙にどう結びつくかということになってくると思います。

実は、これは今、桂川町の子供たちが、子供たちというか生徒さんが使っている教科書です、公民の。これは、110ページから、「地方自治と私たち」ということが書かれています。

地方自治は住民の生活に身近な民主主義を行う場であり、民主主義の学校と呼ばれています。この町、ここが一番の身近な民主主義の場である、地方自治の場であると僕も思っています。なお、これが大体10ページにわたって、この節はあります。

次のページには、地方公共団体の課題とかいろいろありますが、僕は思っているのは、地方議会というのがあるんです。

地方自治の仕組み、地方議会、そしてその下には首長、首長です。首長のことがあります。二元代表制という言葉もある。

つまり、町民は町長を選び、議員を選ぶ。そして、町長が執行することを議員がチェックする。この緊張関係が必要であるという二元代表制についても、きちっと書かれています。

さらには、地方各地で具体的な事例とかも述べてあります。10ページにわたって、ちゃんと中学生は勉強している。なお、この中学校3年生は、3年後は選挙権を持ちます。だから、きちんとした勉強が要るだろうと思います。

嘉麻市では、高校生による議会が行われています。高校生は、在学中に選挙権を手にする子もいます。

行橋市では、子ども議会というのが行われて、市長や教育長に質問をし、論戦を交わしている」と新聞にあります。他市町村でも、子ども議会、中学生議会とか行われています。

桂川町で、そんな議会を行うことは可能ですか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 今、議員御指摘のとおり、県内でも幾つかの市町村においては、子ども議会等を開催をしている自治体がございます。

子ども議会の効果としては、子供たちに民主主義やリーダーシップの重要性を教える機会を提供して、自分のアイデアや意見を表明して、他のメンバー、そしてまた大人と協力して問題を解決していくことで、責任感や協調といった精神を学ぶことができるものということ、非常に子供たちにとっての効果的な面はあるというふうには思っているところですが、ただ、この実施に当たっては、それぞれの自治体で調べましたが、やはり、すぐにできるような問題ではございま

せんし、それまで、何よりも各学校が教育課程上に、どう位置づけるか、そしてまた、それだけの時間を割けるのか、そして、その必要性はどうなのか。そういったところが、やはり一番だろうというふうには思っておりますし、またこれを運営するに当たっては、学校教育課だけのことではなくて、このことはいろいろな町の施策にもいろいろ関わるところがありますので、関係各課がしっかり連携して、この子ども議会の開催に向けて検討する問題であろうというふうには思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 検討はしてみるということでしょう。

あと、教育課程の編成権は学校にありますので、こちらが、「ああせ、こうせ」ということじゃないんだけど、こういうこともできますよということは、働きかけはできるんじゃないでしょうか。

次なんですけど、議場の、議会の見学なんです。今、こんなことをやっているということ、子供たちが見ることも大事なんじゃないかなと僕は思っているんです。

なかなか議会というのに足を向けることは、そうないと思います。僕自身は、桂川の町議会を最初に来たのはいつ何だろう、仕事を辞めてから、町民の務めかなで、僕は、時々上のほうからのぞいていました。何しようか全然分かりませんでしたけど、ただ、こんな場でこんなことが、町がどう進んでいくかということが話し合われているんだというようなことを学ぶことは大事かなと思うんですが、参加とかすることは可能なんじゃないでしょうか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） ただいまの御質問の議会の見学ということですが、小学校においては、小学校3年生の社会科の中で、町の仕事という中で役場見学をしております。

その中で、小学生3年生が議場を訪れまして、今、座っておられる席にも着いて、そういった経験をしているところであります。

さらには小中学校とも、先ほどおっしゃられた社会科、公民分野の中で、地方自治を学ぶ場というのがございまして、先ほど言われるように、実際の本議会の様子っていうことでしたが、現在、映像等ございますので、そこを視聴するといったところで、より現実的な問題に触れる機会はあるのではないかとこのふうには思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 確かに来ても、子供たちに遠い問題の論議しよっても、関心は持ってもらえないと思いますので、学校に関することとか、それこそ保育所の問題とか、そういったところがあれば、こんなふうを考えているんだとか、大事なんじゃないかなと思うし、ただ言われたようにビデオがあります。録画がありますし、タブレット等もありますので、そんな中

である程度見ていただく機会があったらと思っはいます。

次です。

3、議員との交流に入ります。

山鹿市議会、熊本の山鹿という市議会では、議員が小学校、市内の小学校に行って、議員はどんな仕事をしているのかというのを具体的に話しています。

住民が討議しながら決めていく、また、議員が討議しながら決めていく、このことがいかに大事なのかということ伝えてる。

実際問題として、この「ポリポリ村のみんなしゅしゅぎ」という本があるんですけども、これを使っていると言われました。

これは、「絵本で選挙を体験しよう」という副題がついており、非常に面白いんですが、このポリポリ村にドラゴンがやってくる。冬の間来て、3か月くらい湖にとどまる。住民は、そのときに人が、観光客が来なくなったりして、「困るね、出て行ってもらおうよ」と。ところが、このドラゴンは帰って行ったときに、そのうろこを落としていく。そのうろここというのが非常に美しいんで、これを加工して特産物にしていこうという意見もあって、その人たちは「いや、ドラゴンにおってもらったらいんじゃないか」、そんな意見でお互いに話し合っていくというよな物語です。それが非常に巧みに作ってあります。

山鹿の議員は、この話を、この読み聞かせを、まずしてもらって、こんなふうに話し合うことが大事なんだと、そして、議会というのはこうなんですよということはしていると言われている。

山鹿は、もともとこんなことをすることになったのは、ひょっとしてこれは定数割れするんじゃないかという危機感もあったと聞いています。

桂川も、僕は非常に危機感を持っていますので、そんなことしたほうがいいんじゃないかなとは思っています。

また、志免、福岡県の志免では、議員が中学校に行って出前授業をしています。同じように議員が何をするのか、議会は何なのか、ここを説明し、生徒との交流を行っている、グループに分かれて。僕はこんな経験が必要だと思うんです。

もし、こんなのができないかと提起されたら、学校側は受けることは可能なんじゃないかな。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 非常に難しいんですが、発信は、どちらかという話になろうと思っはいます。

議会のほうから要請があれば、様々な学校行事等々がありますので、その中で見学に来ていただいて、子供たちが身近な社会問題をどのように考えているか、そういった様子を視察をいただ

いたり、状況によっては情報交換、意見交換をしたりする場、そういった場を望まれるということであれば、学校と調整はしていきたいというふうに思っています。

ただ、先ほど言いましたように、発信はどちらかというところだと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そのとおりです。議員です。

私は2つ、この投票率が落ちているのはあるんじゃないかというんで、一つは主権者教育、そして、そこが選挙とつながっているんだということが大事だろうというのと、もう一つは議員の発信だろうと思っています。

議員が何をしているのか、議会は何で要るのか、これは、私たち議員がどこまで発信しているのか、大庭教育長が言われた、どっちの課題かと。そう、私たちの課題、これが私たちの課題と思っています。

あと2年間の中、何ができるか、取組、対応です。自分たちが何ができるか。町の皆さんに、「おう、議会、仕事しようやん」って言ってほしい。

6年前、私は議員に立候補しようとしたときに何て言われたか。「そんなやめちよきない。議員て、何もしらんやん」って、「賛成ばかりの議員、もう要らんばい」とも言われました。

だから、議員が何をどう考え賛成しているのか。そんな発信がいるんだろう、これは自分の課題です。

すいません。先輩の前で偉そうに言うんですが、柴田の課題を言っていますし、全体の課題とも思っています。

6に入ります。

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩します。再開は15分から。

午前11時04分休憩

午前11時14分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 中学校の部活の地域移行についてお尋ねします。

新聞などマスコミで、中学校の部活の地域移行について、よく取り上げられるようになっていきます。昨日の毎日新聞にも、ほぼ1ページを使って取り上げていました。

部活の地域移行が、課題となっている背景について教えてください。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 中学校の部活動につきましては、中学校学習指導要領に、生徒の自主

的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することと位置づけられておりまして、意義のある活動だと認識をしています。

しかしながら一方で、現在、生徒数の減少、部活動加入生等の減少等で、全国的にも種目により部活動が消滅したり、他校との合同で活動を成り立たせたりする中学校も出てきています。

また、教員の働き方改革の面からも、部活動改革は推進が急務であると考えているところであります。

本町におきましては、中学校の実情に合わせて、実施日数や時間の削減等について指導をしているところであります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 地域移行自体はいいことかなとも思うんですが、この問題点等がありましたら教えてください。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 現在、国が提唱している部活動改革というのは、土曜日、日曜日等の休日における部活動を、地域の指導者の方々にお任せしていこうとする、地域移行という考え方であります。

しかしながら、全国的に見ても、地域における専門的に部活動を指導していただく人材の存在が薄い、本町も含めた小規模町村におきましては、人材の発掘そのものが困難な状況であり、地域の受皿を、どう確立していくかが課題であると思っております。

部活動の地域移行という、国が打ち出した施策であるならば、全国的に見ても、また県内においても、できる地域とできない地域が混在するような施策は、決して最適な施策ではないというのが私の考えであります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 非常に桂川町が厳しいのが分かりますが、そんな中で、今どのように取り組まれているんですか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） もともと国の考え方としては、部活動を学校教育から外していこうとする考えが強く、地域での受皿ができない状況での部活動の地域移行というのは、時間がかかるというのが私の考えであります。現在、国のほうでも部活動の改善に向けての役も、私自身持っておりますので、このことを、国、県にもしっかりと要望をしてきたところであります。

しかしながら、受皿ができないとあって、子供たちのスポーツ活動や文化、芸術活動を止めて

はならないと思っていますので、部活動を継続的に維持していくためには、国の委託事業である部活動の地域移行実証事業に、本町は運動部、そしてまた文化部とも申し込み、採択をされたところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今後、具体的にこういうふうに取り組みたい、どのように取り組もうとされているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 今後は実証事業のメニューに従いまして、部活動改革協議会というのを立ち上げまして、運動部につきましては地域のスポーツクラブ、もしくは総合型スポーツクラブ等々と連携をして実施を進めていきたいというふうに思っておりますし、また文化部については、町内外の専門的な指導にたけている方々を指導者をお願いをして、休日における中学校の部活動の地域移行を進めるよう、現在、計画をしているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 実際、文化部に対して補助金が下りてきていまして、今回上がっていました。説明も少し聞きました。

17日の西日本新聞でも、この件が取り上げられていまして、最後に現場の教職員の意見も大事にしてほしいとまとめられていました。

もちろん、そうだろうと思いますが、中学校の教職員の意見も聞きながら、進めていただいているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 現在、教員の働き方改革ということで、一番の負担になっているところが、特に中学校においては部活動というのがございます。

そういったところを含めまして、何よりも学校の教員の考え方というのは、しっかり聞いていかなければならないと思っておりますけれども、部活動を一生懸命指導したいという教員もおりますので、そこら辺はしっかり、どのように教員の活躍の場があるのかというのは、模索をしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 学校が、そういった担ってきた部分が、歴史的にあるものでなかなか厳しい状況だとは思っています。

7、学校建設についてに入ります。

町長にお尋ねします。私は、学校建設の必要性を述べるたびに、井上町長は学校を建設する状況にないと、まだないとずっと言われてきました。

6月議会では、そういう取組、つまり状況をつくる取組を始めなければならないと6月に言われましたが、その思いは今もおありですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 学校建設についての必要性、その思いについては、変わりはありません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひとも、そこから一歩進めてほしいのです。

一つ提起をしたいのです。こども園に関わる分です。

桂川小学校を桂川中学校を一体化しましょう。補助金からいったら義務教育学校だろうと思っています。土地が空きます。スペースができるのです。こども園を造るスペースができます。

今の幼稚園と1年生校舎を残して、学童の施設にします。ひまわりの里にある子育て支援センターひまわりのたね、これを新しくこども園の近くに造る。そして、大事なのが高齢者の集う場所もここに造る。

つまり、小学校、中学校の一带が、学びの丘、文化の丘、子供から、小さい子から高齢の方まで、一緒に集う場となるんじゃないか。

こども園が、ちょっと今、遅れていますので、この際遅れるついでに、ひっくるめて考える。ここまでやれば、大概、補助金が取れそうな気がしてならないのです。ちょっと、考えてみられませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 非常に考えていただいた提案だろうと思っております。

ただ現実的な課題として、私自身は、この前もちょっと言ったかと思えますけれども、今、認定こども園の建設、これは喫緊の課題だというように捉えております。

そのために、今、非常に大きな構想のお話をされましたけれども、いわゆる学校の統廃合も含めて、この地域、中心的な地域ですけれども、この部分の土地利用も含めて、大きな構想を練っていくということと、先ほど言いました認定こども園の建設、これは、いわゆる時期的なものとして、どうしてもリンクさせることは難しいと思っています。

ですから、当面の課題としては、まず認定こども園、そしてその後の、今、言われます小中学校の統廃合とか、あるいは昨日も少し言いましたけれども、今、進められている、この県道豆田稲築線の道路の改良、その後の環境がどうなるのか、そういったことも含めた上で、そういう総合的な構想の着手に取りかかるのが、順序としては進めやすいのではないかと考えているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 唐突に言ったんじゃないんで、僕は、ずっと前にもそんなことを言ったことがあるんです。文化の香る丘になるんだろうなと思っていました。

例えば、こども園はこうやってするからうまくいかない、トータルで考えていく、全体をちょっと俯瞰的に見る、大きな計画を、何が必要なのかと、その中で、じゃあこの辺から、そして、ここは一緒にやれるのかと、そんなふうにしていかないと、この町はやっていけないんじゃないかな。

お金の問題もあって、トータル見たときに、何が必要かとか考えていけなくちゃと思っているから、あえて言いました。

なお、先ほど言った考えは、僕は、今までも持っていました。僕だったらそうします。

8です。水道施設の改修、建設についてです。

この水道施設の改修、建設については、もう、今まで言われてきたと思いますが、これの必要性、町長は必要だと思われていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 本町の水道事業そのものにつきましては、令和5年度につきましては、いわゆる決算の特別委員会の席でも申し述べたとおりであります。いわゆる水道施設そのもの、浄水場あるいは配水池、あるいは配管されているもの、そういったものについて老朽化が進んでいるということ、それから、近年頻発しております自然災害、そういったものへの対策として、施設の更新や耐震化、そういったことが必要であるという認識は持っておりますし、具体的に取組んでいく必要があると思っております。

そういったことを踏まえまして、現在、水道課を通じて行っておりますのは、まず配水池の移設、このことについて専門家の意見を聞きながら調査検討を進めている。

それから町内に布設されている、いわゆる配管、管路の水量、水圧等の調査、こういったことについても、今、調査を行っておりますので、そういった調査結果を基にしながら、この長寿命化、あるいは布設替え等について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 結局、水道施設等を含めながら、10年、20年、30年先を見据えた総合的な計画が必要だと思います。

だから、一つ一つ行き当たりばつりにやっていっているようにしか思えない。でも、そんな余裕があるのかなと。

前年度、決算を審議しました。その資料の中には老朽化という文字が並んでいます。エアコンが古くて壊れても、今度部品はないと言われていて、なんて話も、ずっと聞いています。

今回、ふくおか県央のごみ処理場、これが、何と数百億円ってかかると言われましたから、桂

川は何十億円か、かかりますよね、負担が。この水道施設、随分前に見積もってもらったときに20億円以上かかると、この話を先輩議員に聞いています。

学校建設も、だんだんと費用がかかるようになっていく。昔だったら30億円でできるのが、今、50億円という話になりよる。これは先延ばしにできない課題ですよ、それぞれが。

そうなったときに今の財政、基金、それから逆に借金、公債、それで何をせないかんのか。こんなのトータルで見て、じゃあ、どうしていくか、優先的にこっちから行かなんやろうとか、そういう僕は考える場があると思うんです。

将来のこの桂川町、来年、再来年じゃないんです。10年、20年、もっと前、先を見ながら施策を考える、施策を考えるとすれば、これ、町長一人じゃ無理です。また、若い人の考えが必要です。そういった委員会を、僕はつくってほしいと常々思っているところです。

町の若い層や、町外の専門家等に入ってもらいながら、この町の財政を将来見ながら、そういったところで検討していく、これは早急にしていかないと、今度あれが壊れよる、今度はいかにせないと、行き当たりばっかり、何か追いまくられるようになると思いますので、そういった委員会が必要だと思うんですがいかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） そういった委員会ということでの提案でありますけれども、そういう必要性は感じております。

いずれにしても、非常に専門的な内容が含まれておりますので、委員会を立ち上げようとしたときに、その論議が深まるような、そういうような体制なり、規約をつくっていく必要があると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひ、動いてください。決算のときに決算の結果報告書を井上町長にお伝えしたときに、実際「結びに」の中で、行政へのニーズが多様化、複雑化する中で、眼前にある課題への対応はもちろん、中長期的な視野に立ち、限られた財源資源の中で、より効率的、効果的で計画性のある行財政運営を行ってください。また、このための具体的な施策の展開を期待しますと、最後、結びにあります。

これを町長は、そのときに将来を見据えて取り組みたいと言われました。

ぜひとも将来を見据えて、こういうのをつくっていただきたい。今よければいい、自分だけよければいいじゃないで、10年後、20年後、30年後を生きる人たちにとって、どうなんかついての判断を、そこから逆にしていけないと、うちの厳しい財政状況の中では無駄が出るだろうと思っています。ぜひともお願いいたします。

では、次、旧プレミアム付き商品券についてに入ります。

昨年度もプレミアム付き商品券を発行しました。昨年度の課題について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 昨年度の課題としましては、電子券が売れ残ったことが一番の課題となります。

また、使用期間が短かったこと、特に電子券の使用期間が短かったことも課題と考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 6月議会で発行することが決まっていたんですけども、随分と遅れてしまいました。その要因を教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） プレミアム付き商品券事業は、商工会が実施する事業となりますが、事業実施の際、内容の決定や県への補助金申請などの事務手続に一定の時間が必要になります。

そのため予算が成立した6月議会後に事業実施の手続を行いまして、準備を進めた結果、今回の期間での実施となっております。

その中で今年度の使用期間の開始時期につきましては、昨年度と比べ、紙券で2週間、電子券で3週間ほど早くなっております。

使用期間につきましては、まだまだ検討の余地はあるかと思いますが、町民の皆様の御希望にできる限り添えるような形で実施できるよう取り組んでまいります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 昨年度の課題が本当に解決しているのかどうかです。電子券が余ったのに電子券を増やしていた、本当に大丈夫なんだろうか。

ちょっと、総務経済建設委員会で当然論議があった挙げ句に、オーケーだったんでしょから、大丈夫かなと思いながら心配はしています。

3です。

発行数が今度減りましたよね。前は1万3,000冊、今度は1万冊に減りました。それはどうしてでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 本年度は昨年度より発行冊数を3,000冊減らしておりますが、これは昨年度の状況、あるいは財政面を考慮して決定いたしました。

特に財政面におきましては、昨年度活用しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が本年度はありませんので、町の自主財源で事業を実施することになったことが大

きな理由となります。

昨年度より発行冊数は減らしておりますが、依然として物価高騰が続いていることを考慮いたしまして、できるだけ多くの冊数を発行できるよう努力した次第です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 減ったことは、それはやむを得ないと思います。財政状況を考えたときによく分かりました。

何回も目的は何なんですかと聞いていたら、一つは町の皆さんの家計を支援、もう一つが地元業者の振興と2つと言われています。

この並行してやっていくっていうのは、なかなか難しいかもしれませんが大事な施策だと思いますので、今後どうなるかを見てください。

あと、電子券の冊数については、今後課題になりそうな気がしますので、私、文教厚生委員会なんですけども、ある程度の結果が分かった時点で報告していただければ幸いです。

では、続けていきます。

町政報告についてなんですが、公用車の購入についてです。

昨日の大塚さんの質問で大体分かっていますが、また聞かせていただきます。

まず一つ目、なぜ購入するのか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、町の特別職の公用車クラウンは、平成12年より24年間使用し、経年劣化によりエンジンに不具合を生じ、修理困難で走行不可能な状態となっておりますので、代替の公用車取得の必要性があるため、今回補正予算を計上しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 昨年度は、そして誰が乗るのかで、昨日、町長は主ですが、町長以外が11人乗ったという話をされたと思いますが、じゃあ、町長は何回乗られているんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和5年度の公務での利用といたしまして、町内での公務23回、嘉麻市、飯塚市での公務63回、福岡市を中心とした公務79回、年間165回の利用となっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 2日に1回という感じですかね。

では、井上町長にお尋ねします。

井上町長が乗られる公用車、井上町長とは限らんな。町長が乗られる公用車として、どのよう

な車が必要ですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 実際に車を利用している経験からいたしまして、まず第一には、安全性が上げられます。そして、もう一つは、いわゆる安定性です。安定性、これは本当に大事な要件だと思っているところです。

それに併せまして、いわゆる車の購入なり、あるいは維持管理も含めたところの経済性、こういったことも考慮すべきだと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 予算に558万3,000円が上がっていましたので、もうこれ、先に決めているんじゃないですか、僕は9月3日の予算説明の中で聞きました。おかしいんじゃないかと。そうしたら、前がクラウンだから、それを想定したらそうになりましたと、総務課長が答えられました。

ちょっと疑問なんです、予算って総務課長が提起するんじゃなくて、町長が提起すべきですよ。総務課長は、一応こうだろうとされたんでしょうが、当然、井上町長も、これを見られたはずですよ。これでいいと判断されたんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これでいいとかというよりも、実際問題として、車種についても、あるいは、例えば今、極端な話をすれば、今、仮に発注をかけても、実際の購入までには半年以上かかるというのが、どうも現状のようです。そうしますと中古車の活用、これも考えていいと思います。

もう一つは、いわゆるリースです。リースによる公用車の利用、これも考えられると思います。

いずれにしても予算がないことには、どういいますか、車屋さんじゃおかしいですが、要するに、そういった車関係の話を進めていくことができないんです。ですから、今回上げております予算は、あくまでも、そういう同程度のものを購入した場合の想定される予算ということで上げていますけれども、このことにこだわるつもりはございません。予算が通していただければ、より現実的な対応を考えていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 問題になっている兵庫県知事なんです、彼は、前に乗られていた知事の公用車をやめられて変えられました。昔はセンチュリーだったそうです。さすが、県知事は違うんですけど、それを変えられた、3分の1くらいの値段に変えた。そういうことも彼はやっているんです。

ただ3分の1の値段にしても、クラウンよりは、多分高いと思っておりますけれども、それが来るま

での当分の間は公用車を利用していたって書かれていました。

悪いことばかりみたいですが、もちろん、とんでもないことをしているとは僕も思うんですが、ある面、いろんなこともされています。県立大の授業料をゼロにするとか、いろんなことをやられています。

ただ人間としてどうかというのも僕も気にはなって、ニュースを見る限りは気になりますけど、すみません。話がずれています。

つまり、そんなふうに考えられて、知事、そこではリースだそうです。

僕は、リース、聞いたときにリースだろうと。これ1年間にして、あと10年間、20年間に乗ったらどうなるんだ、こっちのほうが高いじゃないかな、リースじゃないほうがいいじゃないかなと思ったんですが、昨日、大塚さんが言われたのは、維持費がかかるでしょうという話で、維持費、なるほど。そう考えているときにリースのほうがいいのか、ちょっと分かりません。

町長も何かその辺、ちらっと言われましたけれども、桂川町の財政を考えて、そこはやっていくべきだと思うんだけど、私は車に関しては、完全に分かりませんで、中古の軽に乗っていますので、安全性、安定性、全くありません。全くそれで構わない人間なのでいいんですけど、確かに遠出されるところもあるだろうから、ある面は必要かなとも思いますが、いずれにしろ、あと2年間でしょう。次の町長は、もちろん町長かもしれないんですけど、そこでまた判断があってもいいかなと思うんですが、そういったことをいろいろ考えてやっていただきたい。

なぜかといったら、そのお金は町長のお金じゃないんです。町の皆さんのお金ですから、そこまで考えて選定が必要と思うんですが、じゃあ、この車の車種選定、リースとかそういうのは、誰がどうするんですか、決めるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 予算について議決をいただければ、その後、購入についての検討、協議を始めたいと思っております。

公用車を管理します担当課や関連する課で、協議の上、決定していくことになると考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そのときは議会に、これで予算が提起されるんですか、もうここで通ったつたら、後は全くないということですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 最終的には、委員会等々につきまして御報告はさせていただくかとは思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ここでオーケー言うたら、何が来てもオーケーということですよ。理屈上、今のやったら。もう、反対言う場がないということですね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 総務経済建設委員会につきましても、購入に関しましては、町にとって財政面、いろんな面を考慮した中で有利な方法で確実に決定していただきたいという御意見をいただいておりますので、その意見を尊重しながら決定していくことにはなるかと思えます。

また必要であれば、また委員会等で御意見等もいただくようなことはあるかとは思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） いちいち言っているのは、何度も言いますが私たちの金じゃない、町の皆さんのお金だからです。財政的に厳しいという現実があるからです。

では24回目の一般質問、ちょっと時間が余っていますが、終わります。

○議長（林 英明君） 次、8番、竹本慶吉議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 8番、竹本慶吉です。通告書に従って一般質問をさせていただきます。

私が質問する項目というのは、ほとんどが、皆さんが質問された内容がほとんどでありまして、残っているのは、幼保連携型認定こども園について、ひとつ質問をさせていただきたいというふうに思っています。

この建設場所については、現在検討中ではありますが、候補地として上がってきているのが桂川小学校横のグラウンドの奥のほうになります駐車場用地があります。

ここは、私も、朝立てるだけ、通学の子供さんを一緒に迎えているんですけども、最近こういう話が、あそこに幼保のこども園が建つというような話ができてからか何か、車の台数が、送ってくる、ほとんどは送ってくる車です。その台数が多くなってきている。

雨も降ってないのに、天気の良い日におかしな症状だなというふうに思っているんですが、そういうことで、あそこの横の候補地は注目しています。

今議会に庁舎横の土地購入費の補正予算が提案されておりますけれども、この土地については、私も前々から気にはかけていたんですけども、実際、これがそのように手に入るものかということで、私もかつては農業委員会の会長をしておりまして、ちょっと町が、農地を直接買うということは難しいだろうということで、公用地の取得は余り進めていなかったんですけども、話が回り回って、非常に低価格で町のほうで買収ができるという話になりましたということになると、前にあった小学校横の町有地で車を止めたりとか、送りの車が多い。

ここで、あえてこども園やなんかを造ってひんしゅくを買うよりは、この庁舎の横でしたら、結構広さが、確か4,800m²ぐらいあったんじゃないですかね。そういうところを活用したほうがいいんじゃないかというふうに思って、治安面といいますか、そういう面も住宅地の中と庁舎に挟まれた環境にあるということで、面積も十分にある、運動場もとれるだろう、なおかつ職員の駐車場とするのも十分ではないかなというふうに思っておりますので、この件につきましては、町長、そんなに早急に考えるというよりは、いろんな条件が出てきていますので、私は1年ぐらい遅らせても、この計画、土地の選定等については慎重にやられたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

これ、もう教育長の所管のほうの話になってくると思いますけれども、最終的には町長のほうに回っていきますでしょうから、町長のお考えをお聞かせいただければ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ただいま、認定こども園の建設予定地のことでお尋ねだと思っております。

これまでも、いろんな議員の一般質問の内容にお答えしてきましたように、私自身としましては、認定こども園の建設は喫緊の課題だと考えております。

しかしながら、今年の3月の支援方針で述べました令和8年4月の開園ということにつきましては、その後のいろんな課題の提案からいたしまして、現在の状況では間に合う状況にはございません。

要するに期間が先に遅れるということは、現状から言って確実だと思っております。

用地の確保については、まず用地の確保ができないことには、いろんな計画を立てられないんです。そのためにも、やっぱりこの場所だったら、こういう計画、こういう構図ができるということ、もちろん課題も出てくると思います。

その出てきた課題に対しては、こういう形で対応できるという、そういった具体的な話を詰めていくベース、これが用地にかかっていると思っております。

今回、補正予算で計上しております土地の購入につきましては、私は、ぜひ御理解を願いたい。そして、このことは認定こども園もそうですけれども、先ほど柴田議員が言われました、いわゆる小中学校の統廃合も含めたこの地域一帯の活用、地域の発展、そういったものから考えても、この土地は今の状況の中でも購入していたほうが、町にとってもそのほうがよいというように判断をしているところです。

この土地の当面の活用と、それから今後の活用ということが考えられると思っておりますけれども、当面につきましては駐車場等の多目的ということでありまして、その後については、やはり議員も指摘されておりますように認定こども園、そういったことを念頭に置きながら計画を進

められたらと、そのように願っているところです。

○議長（林 英明君） 竹本議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 町長のおっしゃられるとおりで私も思っております。

この土地につきましては、価格を建設課長のほうから聞きますと、相場の3分の1ぐらいで取得ができそうであります。

大変、結構な面積もありますし、それから地理的なものも十分あると思う。有効に活用して、ぜひ本議会で何とか購入のめどが立つように、私どもも努力したいというふうに思っていますので、今後もよろしく願いいたします。

次の産廃問題ですけれども、これはもう、何度も皆さん方が質疑されておりますので、私のほうからは、この質問事項につきましては撤回いたします。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩します。再開は1時からにします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

先ほどの柴田議員の一般質問の内容に訂正の申出が教育長よりありますので、発言を許可します。大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 先ほど柴田議員の町立認定こども園についての質問のほうで、園児の交流というところで、5歳児の交流について、公立のみで行っておりますと答弁いたしましたが、これは十数年来、公立、私立も含め、子供たちの交流を行っておりましたので、そのような形で答弁を訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） では、9番、原中政廣議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、通告書に従い、一般質問を行います。

まず、昨日、下川副議長のほうからハラスメントについてお話がありました。大変私も勉強になりまして、私もこうした講習会によく出るんですけども、一部では、逆に言ったら職員からの議員に対するハラスメントもあるというような話も一応聞いたことがあります、そうしたものがどういうことかといいますと、やはり1期議員とか、やはりいろんな女性議員に対する、桂川町であると言っているのではないんですけど、全国的には見受けられると。また、逆にまた真なりで私たちが気をつけないといけないと思いますけれども、そういう形のものもハラスメントもあるということ、私ながらに確認しながら、今日は可能な限り、真摯的に質問を行っていきたい

と思いますので、真摯的な回答をお願いしたいと考えます。

まず、桂川町職員の役職についてということで出しておりました。それについて、総務課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 桂川町職員の役職につきましては、桂川町職員の職の設置に関する規則に規定しております。一般職では、課長職、課長相当職、係長職、主査と書記等の職がございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、この中で一つの館長という職責があると思います。これはどのような形に、どの位置に入っているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問の館長につきましては、課長職がするようになっております。課長職には、課長、事務局長、館長、事務長が当たっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今の総務課長の答弁の中で、課長職がするようになってますという表現があったんですが、課長職がそれをするんじゃないで、館長という職があれば、それは、結局、課長職に当たるという理解が正しいんですか。それとも今のちょっと私の聞き間違いかも分かりませんが、課長職がするという表現になったものですか。そこら辺はどういうふうになりますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 一般職が館長になる場合につきましては、課長職が当たるような形で規定がされておりますので、一般職については、館長に任命されるものにつきましては、課長職が当たることとなります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、館長の職務についてということで、桂川町人権センターの設置及び管理等に関する条例第4条では、人権センターには、館長のほか必要な職員を置くとあります。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 桂川町人権センターの設置及び管理等に関する条例の第4条第1項に、人権センターに館長のほか必要な職員を置くの規定があり、現在、館長には社会教育課長が兼務しており、係長と人権センター相談員及び地域活動指導員を配置しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、次の館長は、課長職でないとできないのか、また、職員以外ではできないのかという質問を出しております。それについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 先ほど御説明いたしました桂川町職員の職の設置に関する規則に規定しておりますとおり、一般職で職員が館長に就任する場合は課長職となります。また、必ずしも職員でないと館長に就任できないということはございません。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 再度確認します。ここで館長としてなる場合は、職員であった場合は、課長職がなければならないけれども、例えば有識者とか、いろんな形たちの中で、それに適任の方がおられた場合は、そういう外部からでもよろしいという解釈でよろしいですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 本町では、桂川町町立図書館の館長は、会計年度任用職員にお願いしておりますので、同じような形で一般の職員じゃなくても館長にはなることができます。また、外部の有識者等については、また、会計年度任用職員に一旦なっただけなどいろいろ協議が必要な部分があるかと思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、ちょっと私の認識か、このに関する規則、桂川町職員の職の設置に関する規定が古いのかどうか。一時期ここは課長職じゃない方が、結局、私、館長としておられたような気がするんです。この点については、そのときの結局方法が間違っていたということで理解していいですか。今のとでいけば、課長職でないといけないということです。これについては、どういうふうに理解したらよろしいですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議員御指摘のとおり、以前は係長が館長をしていたときもございませう。令和2年度に規則の改正を行っておりますので、それ以降は課長職ということになっておりますが、令和2年度以前は係長が館長ということで、規則のほうには規定をしておりました。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） この規則は基本的なものはどうなりますか。桂川町だけでそういう形を決めるわけですか。規則という形、例えばこうしたいなと思ったら、規則を変えて、そういう形を取るとかいう形、例えば、今度この規則を変えれば、係長でも館長になれるということの、逆見たらそういうことになると思いますがけれども、その規則自体が間違っていたから元に戻したと、それについて訂正したという考え方、どちらが正しい方向になるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 間違っていたかどうかということにはちょっと私も分かりませんが、その時々で情勢で、状況に合わせて規則等の改正は行っておりますので、そういう状況で改正があったのではないかと考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、会計年度任用職員や一般の有識者ではできないのかということで、町長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 桂川町の職員、いわゆる役職ということでございますけれども、そのときの状況に応じていろんな対応をしておりますが、御指摘のいわゆる職員の配属といいますか、任命については必ずしもということにはならないと考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ちょっとよく分からなかったんで、必ずしもということで、ある程度柔軟に対応できるという考え方でいいんですか。今、町長、ちょっと分かりませんが、何か柔軟に対応できるような形なのか、ある程度こういう職の設置に関する規定があります。令和2年か何か変えたということで、それはいいんですけども、柔軟に対応できるという考え方でいいんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） そのように考えております。そのとおりです。柔軟に対応できるということです。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、さっきも答えられた部分もありますけれども、館長はどの施設に配置されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、桂川町で館長を配置している施設は、桂川町人権センター、桂川町立図書館、王塚装飾古墳館がございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。そして、これは、例えば一つの館という考え方が立つだろうと思うんですけども、館だから、例えば、体育館、こうしたものにはどういうことになりますか。形としては、例えば、今、王塚古墳なんか分かりました。それとか、人権センターも分かりましたし、いろいろ分かりましたけれども、体育館あたりは、一つの館としての役割してあると思うんですが、それはどういうふうに解釈したらよろしいですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 体育館に関しましては、設置条例の中で館長を設置するという文言が出てきておりませんので、館長を設置せずに、社会教育課の管轄において管理が行っているものでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 次に移りたいと思います。

館長の給与体系について、どうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 一般職が館長の場合は、桂川町職員の給与に関する条例に基づき支給をしており、会計年度任用職員が館長の場合は、桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例及び桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則に基づき支給をしております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、一般職、管理職の方が館長になられた場合は、普通の役場の給与規程と、そういう方に出すということと、例えば図書館あたりになりますと、これは会計年度職員の給与体系で、若干違うと思うんです。会計年度職場は幅がいろいろあると思うので若干違うと思う。そして、もう一つ6のほうで、助成金等の申請でという、館長設置が必要な施設はということと一緒にしていますけれども、ここを含めて、私、館長の場合、若干給与体系と、入ってくるお金の入れ方、入り方が若干、例えば地域活動指導員とか、それなどと一緒で。少し若干違うんじゃないかと思うんですが、そこら辺についてちょっとお尋ねできれば、分かる部分があれば教えていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 細かい補助金の申請の内容については、私のほうでは把握しておりませんが、補助金の要項に従って、今ある人件費のほうを計上し、対象経費と基準額と比べまして、低いほうのほうを補助金として申請していると思います。議員が御指摘のとおり、会計年度につきましては、規則のほうで給与設定がしておりますので、その金額をベースに申請しているような形になると思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。それでは、申請先なんです。これは、隣保館の場合、基本的に厚労省関係になってくると思うんです。なってくると思うんですけれども、例えば、県にその申請書を出して、県自体が、妥当性を見て、それを国と折半するのか、県自体で出してくるのか、厚労省管轄やから、厚労省から出してくるのか、そういうふうなところをもし分

かれば教えていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） すみません。補助金の要項を見ましたが、県から補助金は頂くことは確認をしておりますが、それから先、それが国まで上がっているかどうかは、すみません、私のほうでは把握ができておりません。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そこで、今度、私は10月に入りましたら、文科省と厚労省のほうにもちょっと出ていくような段取りしております。一つは、文科省のほうは定数関係です。そして、厚労省のほうには、やっぱり隣保館の老朽化問題とか、いろんな関係で打合わせする機会を頂いております。その場で、桂川町における、こうしたものに、どうか国、県あたりで調整していただきたいというようなお話もさせていただこうと思っているんですけども、ちょっと気になるのは、ここまで、国、県に行って物を申しているのかどうかというのはちょっと分からないんですけども、今、永松課長のほうで、今、館長をされてます。館長という形取れてます。基本的に人権センターには館長を置くという規定で入っていると思うんです。ところが、確かに永松課長の給料を多うしようとか何とかじゃないんです。その一部をそこに設置することによって、この補助金、補助申請が出るわけです。そうした問題があったときに、例えば、その中で、いや、実質的な動きとしては、社会教育のほうにおいて、隣保館実態、行っているような指導されていると思います。でも、実際的には、実態的なものが隣保館に置くということは、隣保館においてしなさいという文言で私は受け取ったんですけども、そこら辺の解釈は、もし私が行って、こういう問題があるけどきちっと隣保館のほうにも設置するよとかいうようなことを言ったときに、ひょっとして桂川町に、ちょっとそれ違法性があるんじゃないですか。うちは隣保館にそういう人材を派遣するように補助申請出してますよというような形になるものなのか。ちょっと心配だったから、ちょっとお尋ねしとるんですけども、いかがですか。どなたか分かる方。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと私のほうから、細かい事務作業はちょっと別に置きまして、承知しているのは、館長を、いわゆる議員が御指摘のように、その館の中で業務を行うという場合の館長の例えば給与に対する補助金というのは、これは適用されるという解釈です。

それと、今現在のように、課長が別に、通常別のところにおいて、そして、その館長を兼務しているという状況の中では、この館長に対する補助金の対象にはならないと、そのように理解していますので、現在の配置状況からいえば、事業面は別です。給与面に関しては、たしか補助金の対象になっていないと思います。もし今制度上の変更があれば確認してほしいんですけども、私の認識の中ではそのように思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私も、実は町長と同じ認識持っておるんです。ちょっとやばいかなど。もし言ったときに、基本的にやはりルールがありますんで、そういうものが出たときにやばいのかなど。

実は、何でこんな問題にちょっと気づいたかと申しますと、地域活動指導員が、18年からにかけて活動指導員が出たんです。町長も御存じだと思いますけども、そのときに、うちはいろんな行革の中で、国、県あたりが変わってきて、2名を頂いたです。その2名の中で、うちはこれ3名体制取って、例えば隣保館に1人、社会教育のほうに2人というような形であった。

そして、その3年後に、実は、その当時、3億3,000万円くらい補助金出たんです。全体です。ところが、そのとき100%です。だから、人件費の100%は国とか県がもつような形でおりました。それを行政的に3人に割って、足らん分は単費で出そうと。なら3人使える。ということになってきたら、非常に町としてもありがたい。もう結局3人を、基本的には2人雇用すれば、全くお金要らないで雇用できるというような形で。それから、3年後か5年後に、1割減、今は恐らく相当下がっていると思いますけど、減が出たんです。そのとき、私も県に行ったときに、非常に文句言ったのは、基本的に結局そういう方知っておるけど、うちじゃないんです。よそでは、そういう地域活動指導員をコピー係やら使いよるじゃないですかと。実体的にそんなとはあるとでしようかと。それをきちんとあなたたち精査できますかというような、結局、減額で来たから、ちょっと腹かいて言った記憶があるんです。

ただ、今回、今町長と同じ認識があったもんですから、今あるもんですから、そこら辺とかちょっとよく調べていただけませんか。そして、社会教育を置いて別問題ないということであれば、できたら、私的に言うたら、それなりの適任者を館のほうに、やっぱりうちは、町長御存じのとおり、同和対策課がないんです。今、横山課長のところでいろんな形のもしてもらってますけど、もうやはりあそこは、専門的なものがたくさん正直いるんです。ですから、そういうところは、やっぱり例えば館長を民間から入れていいけど、若い専門的知識を勉強できるような形のを、ずっと後に引き継いでいただけるような形をぜひ取っていただきたいと思う。

だから、今現時点がどうのこうの言ってるんじゃないんですけど、ちょっと流れが、今、館長制度について、昔は民間から入れとったんです。これ間違いなく私見てます。それから、係長がして、今度はこれ見たら職員でないといけないというのがあったり、そしたら、それも結局、今、社会教育、ちょっと少しずれがあります。そのずれの部分が、町長の感覚と私の感覚がちょっと一致してるから、ちょっとやばいんじゃないかなというような気持ちでありますので、ぜひ、10月の20日前後から行く準備しますんで、それまでに明確な答えを頂ければ、その形に合わせて、今度は、厚生労働省隣保館担当者が出席するというところで、打合わせもできてますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今、7番、町長の全体的なことで見解ということですが、ちょっと何かありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 特にはございませんけれども、ただ職員の現状として、今、非常に仕事が多岐にわたっているという部分、それから、DXをはじめ、いろんな先進的な知識が必要であるということ、そういったことからしまして、非常に心身ともに疲れている部分もあろうかと思ひます。

しかしながら、そういう面で、私どもがもちろん苦心あるいは工夫する必要があるとは思ひておりますし、併せまして、また人材の育成ということも念頭に置きながら取り組んでいかなければいけないと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。町長ちょっと勘違いがあつたらいけませんので、私は今の体制が悪いとか何とか言つとるんじゃないです。ただ、この規程とか規則か、こういうのと照らし合わせしてちょっと整合性がないから、そこら辺は、例えば今いる係長が、きちつと館長としてそういうことをしていただくとかいう形のものをお願ひしているわけで、今の体制を変えなさいとか、そういうことは全然思ひていません。ただ、今から先、館長としての専門職をできれば、その館に置いていただいたほうが、私的にはありがたいし、全体的にもいいんじゃないかということで、今日は質問させていただいてあります。

それでは、次に、体育館の業務内容及び管理体制等についてということで、これは、社会教育課課長補佐の吉貝さんのほうにお願ひしたいと思ひますが、これについて、まず職員の体制はどうなつているのかということでお尋ねしたいと思ひます。

○議長（林 英明君） 吉貝補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 職員等の体制でございますが、職員1名と会計年度任用職員2名でございます。そのほか委託契約をしております管理人3名が、1日2交代の勤務体制で勤務しております。また体育協会の事務局員1名も非常勤で体育館に勤務しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、ここで事業と基本的に今体育協会とありますし、体育協会と社会体育の主催の部分、これについて、まず体育協会のほうからお聞きしましょうか。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 体育協会的主催事業としましては、分館対抗バレーボール大会と分館対抗ソフトボール大会がございます。また、県主催の県民スポーツ大会の夏季大会と

秋季大会、市町村対抗福岡駅伝の出場に係る運営等を行っております。そのほか体育協会内の下部団体が主催する各種大会も開催しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 了解しました。それでは、社会体育主催の行事ということでお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 教育委員会の主催事業としましては、総合体育館で開催しておりますウォーキング教室と健康体操教室、また、トレーニングルームで行っております健康運動指導士によるトレーニング指導等がございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私は、体育協会主催の分に関しては若干分かっていたんですけども、この社会体育主催ということでよく分からない部分があったんですが、例えばトレーニングルームとか言われました。こうしたものは、どなたかに委託してされてあるんですか、それともどういう形ですか。誰か講師を呼んで、課長補佐のほうで段取りしてするのか、それとも、もう年間通じて、どっかお願いしとって、そこに謝礼払っていくとかいう形のものなのか、その分はちょっと分からなかったものですから。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 議員御指摘のとおり、委託契約を結んでおりまして、トレーニング機器指導として週2回程度、年間約114回程度を委託契約しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これは、ウォーキング教室とか、今言われたほかのとも同じ人がするという事は、別々に頼んであるということで理解していいですか。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） ウォーキング教室とトレーニング指導の先生は同一人物、同じ方をお願いしております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、その他の業務について、分かる範囲教えてください。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） その他の業務としましては、スポーツ推進委員会の主催事業で、小学1年生から小学4年生を対象として、スポーツ指導を行うわくわくスポーツ体験塾と町内をウォーキングするウォーキングイベント、ときめきウォーク in けいせんを行っております。またスポーツ推進委員の方々には、行政区や各種団体の依頼を受け、ニュースポーツ指導等

も行っていただいております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 多くの事業をされているということで理解をしていきたいと思
います。

そしたら、いろんな例えば団体とか、指導者の方々とのいろんな運営に関して協議等がある
と思います。運営等の協議時の対応、社会教育課長補佐のほうでリードしていくのか、その会議
に出席するのは、どのような形で出席されているのかなということでお聞きしたいと思いま
す。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） まずは町民の皆様のスポーツ活動への積極的な参加を
目指すために、各行政区から体育部長会を年2回開催し、事業説明や住民主体の大会への呼びかけ
などを行っております。また、体育施設使用団体、代表者会を開催し、各種大会への参加の呼びか
けや施設利用時の確認等を行い、日常の活動の活性化を目指しております。スポーツ推進委員会
については、町民のスポーツ活動の活性化を図る団体でもありますので、月1回の定例会に出席
し、運営等について協議し、意見を述べております。定例会以外でも協議が必要な場合は適宜対
応しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、次に進みたいと思います。

いろんな形の中で、協議の中に参加して、行政としての考え方を示されてあるということ
で理解していきたいと思います。

それでは、体育協会の主催における社会体育係との関係、どのような、体育協会に
任せて結局そういうあれつくっているわけですから任せてもいいんです。ただ協力体制は
やはりしっかりしなければならぬと思うんです。その点について今の関わり、ど
のような関わりされているかお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 体育協会の主催事業の分館対抗バレーボール大会と分館
対抗ソフトボール大会、また、県主催の県民スポーツ大会の夏季大会と秋季大会、市町村対抗福岡
駅伝につきましても、社会体育担当者が事務局として参画し、大会開催に向けた事前の準備や当日
の運営など、体育協会と連携、協力して事業に取り組んでおります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。そしたら、この中でちょっと私分
かんないのは、社会体育担当者ということになってはいますが、これはどなたか、その職員の中
の1人が、体育館に勤めてある方がそういう仕事をされている、それとも、課長補佐がこれ
を担ってあ

るんですか。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 私と会計年度職員も行っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、会計年度職員と課長で、こういう体育協会あたりのいろんな行事にも参加して、協力体制を取っているという理解でよろしいですか。ぜひこうしたものの協力をしていただきたいと思います。

次に移ります。それでは、体育館内外の環境整備及び駐車場の管理についてという。まず最初に、体育館内の環境整備と、また管理上の問題点ということで、課長補佐のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 管理上の問題点でございますが、開館以来30年以上経過していることから、館内、館外も経年劣化が進んでおりますので、補修、改修を勘案しながら、施設の維持管理に努めておるところです。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、確かに課長補佐が言われるように、体育館自体は、私たちの建物自体はそんなという感じは持っていますけれども、実際的には年数が相当たっていますので、そういう問題があるんだろうと思います。

それでは、次に、実は私は早朝ソフトによく応援に行きます。今、内山田がトップを走っているということで、町長のところが走って、うちは何か内山田に負けたということで、内山田に負けたらいかんじゃないとか言って、私が笑い話をしたところなんですけれども、実は、行きますとA、B、C、Dというコートがあるんです。その中の今は3コート基本的には使われてずっとあります。その中でちょうど行きましたら、ちょうど3コートであっこ駐車場満杯なんです。そして、12台ぐらいかな、大体10台から12台の間ぐらい、昔で言いますテニスコートの近くにプールがあったじゃないですか。あっこら辺に置いて、十何台か置いてあるんです。そして、あと3台が、実は障がい者の方々が止められるところが、たしか2台か3台はあの正面玄関のところにあるんです。ここにも大体止めてあります。

私が言いたいのは、その障がい者のところに止めとるのがいかんとかいうことではなくして、その横に、トレーニングジム専用の駐車場ということで、カラーコーンというのかな、それが配置6台止められないようにしてあるのと、別に2台ぐらい、何かの要素でしょうけども止められない状態ができています。

これについて、私ちょっと違和感を持ったものですから、ああこれがないで、なければちょう

どいいぐらい止められるがなど。いつもそのカラーコーン、夜この前、1回行ったら、カラーコーンがそのまま置いてあっているんです。この経緯について、課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 議員御指摘のとおり、現在、総合体育館の駐車場の一角にカラーコーンを設置して、トレーニングルーム利用者専用の駐車エリアを設けております。その経緯を過去の担当者等に調査いたしました。その当時、担当していた以前から専用の駐車場を設けていたということで、15年以上経過していることは分かりましたが、いつからどういった理由でという経緯は分かりませんでした。恐らくですが、大きな大会などが開催された折に、体育館全面の駐車場が満車となり、トレーニングルームの利用者が車を止められずに帰られたということがあったそうなので、そういった利用者のために確保したと推察しております。

今後の対応としましては、通常時は駐車場内にも余裕があることから、専用駐車場のカラーコーンは撤去していくこととします。

ただし、大きな大会などが開催されるときには、トレーニングルーム利用者も含めた一般利用者駐車エリアは確保していく必要はあると考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今の答弁いただいたら、もう15年間そういう状態が続いたということで、僕が一番こういうときに気になるのは、15年間続いたということと、そこに気づけなかったことということの問題点のほうが、動かすとはいいんですよ。早速してください。していただくのはいいんですけど、やはり人との館を預かった場合には、それはお宅だけじゃない、いろんな館もあると思いますけど、やはり自分のものとして、全体を見て、そういう問題点がないかということ自体はしていただきたいと思うんです。

15年間放ったらかされた、あの状態が15年間って、恐らくこういうことだと思うんです。あそこには、例えばトレーニングセンターに私行きます。でも、大きい広いコーンを外して、わざわざ駐車して、帰るときまたコーンを立てる。恐らくあの施設を利用された方、例えばトレーニングジム使われた方も、恐らくあそこに止めないと思うんです。基本的にはやっぱり夜、一番広いから空いたところに。だから、あの状態を続けて、なおかつ早朝野球、早朝ソフトなんかに使えないような状態が出てくるんじゃないかなというような、私も危惧を持ったものですから、危惧したものですから、これはもう早急に。

ただ、一番大事などは、まだほかにも何かあるかもしれません。あるかもしれませんが、やはり自分の目で確かめて、いろんな方で管理職の人の仕事として、上司の命を受けながら、そこを、館を管理するというのとは一つの仕事であると思う。ぜひそこら辺でも、ほかのもんを含め

て、全体的に見ましては変える分は、だから、あなたの前、課長補佐の前からもずっとそれは、今気がついたけど、その前まだすっぽ抜けていったということになってくるんで、これはちょっと何代も変わっていった中で気がついていないというので、ちょっといかんかなというような気持ちでございました。

それと、これ一般質問の中にはちょっと書いてはおりませんが、口頭で町長にも伝えたいと思いますし、課長のほうにも伝えておきたいと思いますけれども、あそこ、私、体育館に関しては2回目の一般質問なんです。1回目は、昔、今、入り口と出口ありますでしょう。出口のほうは昔閉鎖してたんです。その理由をそのとき一般質問のときお尋ねしたときは、暴走族が入ってきたりするから、もうここは入れんごとすると。1か所だけやったらそんなにかいう、そんなとはおかしいんじゃないですかということで、私、そして、入り口と出口ときちっと整理したほうが、入り口の中で、今度は片一方止めますから、入りと出が一緒になるから危ないじゃないですかと。これは調整できませんかと言うと、その当時は、ああ分かりましたと、すぐやりましょうという至急にやってもらった記憶がこれがあります。

ところが、今、どういう問題が起こるとかいうたら、今度は道路が例えばちょっと分かりませんが、6 m、4 mあります幅が。それまた逆にコーンが敷いてあって、これが例えば半分ぐらいですから、3分の1ぐらいしか使えない状態が今起こっております。

僕ははっきり工事か何かやるとかかと思っただけで、ちょっと確認したら、これもはっきりしたこと、これ何だったっけ、どういうことでコーンを置いとるのか、ちょっとよかったら。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 体育館入り口の通路の件につきましては、議員御指摘のとおり、カラーコーンを設置し、グラウンド入り口側に駐車できないようになっております。過去に通路のグラウンド入り口側に駐車して並ばれていたため、危険でしたのでカラーコーンを設置し、駐車禁止にしているところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 早朝ソフトなんかのとき、確かにあそこで荷物を下ろしたりとかされよう方も見かけます。ただ一つの方法として、その現象だけであつこを通行止めにするんじゃないかと、いろんな今、先ほどから私一般質問の中でお聞きしている、いろんな各種団体あります。そういったのと会議に出るじゃないですか。早朝ソフトの会議があれば、もうここには駐車しないでください。ここで例えばバットとかボールとか下ろさないでくださいとかいう形で、例えばバレーボールがあれば、バレー部の会議のときには、ここはもうそういうもので使ってもらったら困りますよという、やっぱり啓発、その中で、あの道路をわざわざあれで、もう人が、結局何か問題が起こるから、即カラーコーンで小さく、狭くするとしても、そんなに効果はない

と私は思う。

だから、ぜひあれもう外していただいて、逆に私のほうからはお願いしたいのは、例えば、駐車場のほうからグラウンドに下りる分、これあると。だから、どっか荷物の下ろし場所をつくって、そこから必ずいろんな道具は運んでくださいというような形を、これはもう1つの各団体、せっかくいい設備使っていただくんですから、グラウンドなんか、それであれば、例えばサッカーでもそうですけども、そういう方々に、可能な限りお願いをしていって、私はできるだけ、その道路を幅広く。そうしないと、もうそういうことをしていたら、ちょっと役場でもそうですけども、ちょっと邪魔になったら、もうカラーコーンで通られんごとなってしまうというような形でも、もう短絡的にするんじゃないで、そういうような方向をお願いいたします。

それと、もう一つは、交通事故、私、実は交通事故の関係もあるのかなと思ったんです。それで、やはりあそこはもう敷地内ですから、あそこには、例えば駐車場からグラウンドに下りる、そこに横断歩道、ちょっと道交法上の横断歩道とは違います。簡易の横断歩道もきちっと設置して、そして、それから本館に入るほう、そうしたのもきちっと設定して、やっぱり利用される方の安全安心、こうしたものをやっぱり確保する。

私は、実は損保業界に40年ぐらいおりました。そのうち大体1年に50件ぐらい事故というものがある。恐らく40年の50件で、恐らく2,000件か、そのくらいの事故処理をしました。もう非常に事故というのは、加害者も被害者も苦しいんです。ですから、ああいうところにきちっと横断歩道もつくってあれば、皆さんも意識的にその横断歩道を通してグラウンドに下りる。そして、運転して上がってこられる方も、そういうところ分かりますんで、意識的にやっぱり注意していくとか、やっぱりこれも一つの啓発。

そして、よく総務課長が交通事故に関する損害賠償というのでよく専決上がってきます。あの中で何が一番問題になります。過失割合でしょう。どうしても事故というのは過失割合というのを取らなきゃならないんです。例えば歩道から出てはねたら2割ぐらい取るとか、これがきちっとしたそういう歩道があれば、これは、過失割合を無過失にすることもできるんです。それは被害者を守ることでもあるし、加害者を守ることでもあるんです。そういうようなことも、やはり私は町長のほうに、この問題をお願いしたいと思いますんで、最後の見解のときちょっと一つよろしく願いをいたします。

この件に関しては終わって、それから、運動器具の新規購入と今後の計画ということで、課長よろしく願います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 運動器具の新規購入につきましては、本年度にランニングマシンを1台購入しております。今後の計画としましては、現在の運動器具も古いものも多いこ

とから、劣化具合を見ながら購入を検討したいと考えております。運動器具も高額であることから、購入に当たっては、有効な補助制度等を調査し、活用している近隣の自治体や関係団体に聴取し、導入に当たって研究してまいります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これは、文教委員会でも何度も体育館、よその体育館も行ってきました。みんなで行って、少し古いということで、できるだけお願いしたいということで、委員長もそういうような形のほうで報告も出されたことあると思いますので、ぜひ計画的にお願いをしたいと思います。

それでは、総括的に町長のほうに、この体育館の業務内容、管理体制ということで、意見があれば、見解があればお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、原中議員のほうから、体育館そのもの、あるいは体育館にまつわる施設について、いろいろ御指摘がございました。

体育館につきましては、もう御承知のとおり、町民の皆さん、特にスポーツに親しまれる方が、健康増進、あるいは体力向上、そういったものに資するとともに、いわゆる生活に豊かさといえますか、生きがいといえますか、そういったものを育む、いわゆるライフワークの創造の場でもあります。町民の皆さんが、楽しく安心してスポーツ活動ができる環境、これを整備していくのは、私どもの務めであると考えておりますので、今後とも、担当課を含めて管理体制も含めながら、しっかりやっていきたいと思っておりますからよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ぜひ町長、よろしくお聞きいたします。安全・安心ですね。それが逆に言うたら、何かあったときに町にもいろんな負担がかかってこない、一要素になるだろうと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

それでは最後に、グラウンド・ゴルフ場について、管理についてお聞きいたします。どのような団体に委託されていますか。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） グラウンド・ゴルフ場の管理委託についてでございますが、団体ではなく、男性2名、女性2名の計4名と個人で、管理人として委託契約をしております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今、4人ですってあるということをお聞きしました。当初は、どうだったですかね。これ何か団体か何か、スポーツ団体か何か作って、今はちょっと分かりませんが、当初はそこをお願いして、そこで全部管理してもらおうという形が、私、できていたような

気がするんですが、今は町でそういうパート職的なものを雇って、そこで管理運営していくという形になっるとということで理解して、以前はどうでした。分かりません。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 詳しくは分かりませんが、グラウンド・ゴルフ協会と契約したという話は、ちょっと記憶しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私もそう思っていたんですよ。だから、その協会の中で、ただ人選して、そこである程度、維持管理してあるかと思っていました。今回ちょっと質問内容からしたら、何かもう町で直接雇ってというような形になっていますんで、どこでこれが変わってきたのかなということで、ちょっと質問しました。

それでは、委託料金で委託内容を、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 管理人の令和5年度の委託料金は、4人分で345万3,240円でございます。委託内容の主なものとしては、来場者の受付、場内の清掃、コース管理として、芝生、バンカー、網、枕木、植木、スタートマット、ホールポスト、旗の管理等でございます。また、倉庫や事務室の備品や用具、消耗品の保管管理が委託内容でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。大体340万前後、費用がかかっている。そして、その中で一応、いろんな会議も必要だろうと思うんですね。もう任せっ切りというわけにはいきませんので。こういう様々な会議、打合せ等に、桂川町としてどのような形で望んであるのかですね。いろんなルールが出来上がると思うんですね、こういう団体ができたとき。そうしたときに、課長補佐として、どのような形で関わっておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） グラウンド・ゴルフ場は、生涯スポーツの拠点施設でもあり、健康維持や仲間作りを楽しむ施設であることから、利用者の方々が使いやすい施設にするために、場内職員には、日常の業務管理等について指導助言を行い、利用団体等とは、施設利用等に関して協議を進めているところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは4番目の、今度、実は飯塚市で、このグラウンド・ゴルフ場が出来ますね。そして、今回うちのほうも研修をしているんですけども、これの対応について、課長補佐のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） コロナ禍以降、利用者が減少しておりましたが、現在は回復傾向にあり、利用者が徐々に戻りつつある状況です。特に今年度は、高齢者の方については、現在、配布されております敬老祝施設利用チケットを活用していただき、より多くの方に利用していただけるような方法を検討しているところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。これは敬老祝等々については、たしか柴田議員のほうから、いろんな質問の中で、こういう制度ができたものだろうと思います。それは間違いないですね。はい、分かりました。

次に分析、どのような形で、この例えば入場者の分析ですね、これはどのような形でされているのかお願いいたします。分析しないと、未来に対してどのような対策を打つかというのは、分析しないとできないと思うんですね。だから、この分析についてお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 分析ということでございますが、まず町内の利用者ですが、コロナ禍以前の平成27年度から令和元年度までの5年間の平均が、年間約8,100人となっており、コロナ禍中の令和2年度から令和4年度までの3年間の平均が、年間約7,000人で、令和5年度の町内利用者は7,633人となっております。町外の利用者は、コロナ禍以前の5年間の平均が、年間約7,800人となっており、コロナ禍中の令和2年度から令和4年度までの3年間の平均が、年間約3,900人で、令和5年度の町外利用者が4,168人となっております。

コロナ禍以降、町内の利用者につきましては、コロナ禍以前に回復しつつある状況でございますが、町外の利用者につきましては、まだ回復には至っていない状況でございます。さらなる利用者増加に向けて、サービス向上の必要性があると認識しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、参加者を増やすための対応は、どのように考えてありますか。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 参加者を増やすための対応としましては、サービス向上の一環として、まずは現在の予約の取り方についても検討し、より多くの方に利用していただけるような方法を取ることで、利用される方々が増えていくよう努めてまいります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、全部説明いただいて、ちょっと考え方もお話しさせていただきたいと思います。現在の予約は、どのような形になっていきますか。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 現在の予約は、1年間の予約制度で、年間を通して予約を受けている状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これを一応、一つ確認をしておきたいと思います。1年間の予約ということですから、例えば、4月1日に始まったそのときに、もう1年分決まってしまうような形ですよ。1年間決まるんですよ。だから、非常に、いつも使う方は利便性が高いんですよ。何でかという、私が毎日行くとしたら、取ってしまえば、1年間、その時間帯行けるという制度なんです。

これについては、文教委員会の中でも、私も皆さんも御存じと思いますが、こういう制度は、できるだけということで問題提起をしてきた、これは間違いないと思いますけれども、こういう制度であれば、底辺が広がらないんですね。だから底辺を広げるということは、例えば、365人この施設を使われた、私が365人と言ったよりか、私は1回しか行かないけれども、365人の方が使われたと言ったら、裾野が違うと思うんですね、裾野が。それがやっぱり振興につながっていくと、これは私ながらに考えています。

それで、住民にとって、よりよい制度は、どう考えてありますか。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 住民にとってよりよい制度ということですが、個別で御利用いただく場合の予約の在り方、行政区等の団体で御利用をいただく予約の在り方を検討し、現在行っております行政区で使用していただく折には、現在、年1回利用料金が免除となっておりますが、その回数を増やしていくことも検討したいと考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） いいことですね、回数を増やしていくという。これ昔、各行政区も有料だったんですよ。これも今思い出しましたけれども、一度、一般質問の中で、もう行政区は年1回させていただきませんかということで一般質問した記憶があります。そうした中で、そうしたら年1回というような、年1回だけ無料にしましょうというような答えをいただいたんですが、こういう、実は予約制度だということは知りませんでした。

そこで、今後の予約制度について、課長補佐のほうに案があれば、私もちょっと、こうしたらどうです、いかがですかというような問題提起もしたいと思いますけれども、課長のほうで改善としてこういうふうにやっていきたいというのがあれば、検討ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 今後の予約方法についての検討ということでございますが、1年間の予約制度のため、行政区が希望の期日に利用したくても予約ができにくいという声も聞いております。そのため、現在の年間を通した予約制度を見直し、できるだけ多くの方が御利用いただけるように、例えば、予約制度を3か月ごとにしていくなどの検討をしていきたいと思っております。

また、行政区で行事を開催される場合は、できるだけ優先的に使用ができるよう、利用団体とも調整していきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。そういうバッチリしたお答えいただいたので、ありがたく感じております。

実は、9月の何日かな、桂老連のほうから私のように電話ありまして、9月にグランド・ゴルフしますから参加してくださいという話があったんですよ。「いいですよ、私、桂老連入っていますんで、ぜひ家内と一緒に参加させてください」ということで、始まる数日前だったからですね、もうちょっと難しいと、暑くてね、もう暑かったじゃないですか。だから、70歳を、まあどっちかという高齢でありますんで、これは危ないということで中止になっただろうと思う。

そういう状態で、そういう、例えば民生委員、それから各区、それから各種、いろんな婦人会とかいろんな会があると思う。そういう人たちが桂川町でこういうとをやりたいと言っても、その枠がなかったらですね、それとか、もう冬が一番寒いときしか取れないということだったら難しいんですね、これは。

それで、各行政、そうしたらね、最終的にこういう意見が出たんですよ。「そのとき、きちっと、11月したかったら取ればいいじゃないですか、各区で」というような問題もあつたりしました。ところが、各区長さんも、町長、御存じと思う、いろんな形の中で忙しい。もう行政区あたりで、いろんなもんする人がですね、年次計画を、例えば10月の何日にグランド・ゴルフしましょうとか、なかなかできないんです。もう皆さん、お家の事情があつて、それと今コロナなんかあつて、いつどげなもんが出るか分かりませんので、なかなか計画をしにくい。ただ、いろんな三役会の話で、いや、今年は何もしてないからグランド・ゴルフ、ぜひやろうよねと言って申し込んだらだめですね。

そういう問題があるんで、今私もですね、皆さん方の中でも、ゴルフされてある方おられると思います。そういう方は分かると思うんですけども、やはり大体2か月前ぐらい予約入れて、こういう人が空いてたら順次。例えば、9月であればね、いやいや失礼しました。今9月ですが、11月するとすれば、9月の1日か5日の間ぐらいに申し込んでくださいよと。そして、随時、結局、ある程度、こうした区とか団体とか、そういうようなものは優先的に入れていただきたい

など思うんですね。

それか、一つの方法としては、日曜日が月5回なら5回あるじゃないですか。そのうちの1週と4週だけは基本的に5日間、2か月までに、今度2か月じゃないで、3か月、1か月もいいんですよ、その間、各行政区で桂川住民の方と行政区に分け、行政区とかそういう持っている会の方、そういう人たちが、ちょっと思いつきで、結局、面倒くさいかもしれないけれども、ゴルフ場自体あたりは営業やから、やっぱり数多く来てもらわな困るからですね、そういう気配りやるんですね。

だから、1年に1回というのは楽かもしれないけれども、便利が悪いんですね。だから、今課長補佐からこういう3か月、それは3か月で結構です。ただ、いろんな方法あると思いますね。だから、例えば、町民の皆さんは優先の、例えば第1週の日曜日とかね、そこを、その3か月前に詰まらなかったら、ほかの方入れて、そこを全部入れたら、ずっと空けとけとか言うんじゃないですよ。そこはどなたでも入ってもらって結構です。ただ、そういうですね、できるところを多く取っていただくことが、町民の皆さんに、やはり使っていただける条件に、私は、なってくると思います。

それともう一つは、桂川町民の皆さんを優遇していかないと、私たちこれ最初作ったとき、私と竹本議員ぐらい青柳議員ぐらいかな、熊本のほうに、この施設見に行ったんですね。そのとき、もうそんな帰ってきて、盛んに始まったんですけども。

今、飯塚市が、あれだけの設備しています。一番大事な今まで、若干、桂川町民に対して、そういう形を取っていた分が、今度は向こうに持っていかれちゃうんですねと、町長思いません。持っていかれますよ。だって、駐車場だって、スペースだって、環境だって、それは後から作るほうがよくなるとかは、もう間違いないんで。例えば、飯塚のは特別にいいということはないんですが、もう環境整備がしっかりできていますね。そしたら、できるだけ桂川町民の皆さんが、ひよっとしたら桂川町民、向こうがそういう制度を取ったたら、向こうに、ちょっとお金出してみても向こうに行こうかっちゅうこともあるかもしれませんけれども、私はそういうとは、町民に対する気配りとかになつてくると思うんですね。

だから、ぜひね、そこら辺をようと、一人で考えないで、例えば、もう皆さんおられるじゃないですか。バスなんかでも、考えるとき、何人も寄って、いろんな変更すると一緒にね、何人か知恵を絞って、こういう形でやったほうが住民の皆さんに役に立つんじゃないか。とりわけ今一番、減少が回復するかというならですね、逆に僕、減ると思います。減るから、逆に言ったら、少しでも町民の方に優遇していくということも十分可能だろうと思いますので、その点はお願ひしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（林 英明君） 吉貝課長補佐。

○社会教育課長補佐（吉貝 英貴君） 議員御指摘のように、住民の方々が利用しやすいような環境を整える予約の在り方を検討してまいりたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ぜひですね、課長、今日はいろいろお願いしましたが、本当、これそうしていただいたら助かると思います。そして、体育館、グラウンド・ゴルフを、もうしっかり管理していただけることをお願いしたいと思います。

最後に、いやいやグラウンド・ゴルフ、町長のほうに、ちょっとこれ、今までの意見について、見解があれば。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、原中議員のほうから、るる御指摘がありましたように、公共施設については、やはりそれぞれの目的に応じた住民サービスの提供が必要であると思っております。その施設によって、いろんな中身、課題があろうかと思えますけれども、全体としての管理については、やはり住民の皆さんが利用しやすく、安全で公平なサービスが受けられるようにすべきだと考えております。

担当者も含めて、そういった方向で進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今日は非常にいい回答をいただきましてありがとうございます。こういった中で、この質問の中に入れてなかったんですけども、これの頭は大庭教育長だろうと思います。大庭教育長のほうには、いろんな形で、私たち、私は、こういうようないろんな問題があるときですね、ご相談しながら、こういう改革をするべきじゃないですかとかいろんな形のほうでお願いして、非常に知恵袋として、知恵袋、表現おかしいかな、知恵をお借りして、いろんなものを進める。それで、この管理の責任者として、何か御意見があったらどうぞ。それでは私の一般質問を終わります、どうぞ。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） まず、スポーツ体育関係というところからお話をさせていただきたいと思いますが。やはり、我々行政が進めていくスポーツ行政というのは、やはり広く、地域の皆様方に振興させていく、これが一番の目的ではないかなと。

先ほど議員もおっしゃったように、底辺が広がれば、トップチームというか、専門的にやっている方々の力量も上がるということで、そこら辺のところを間違えないような形で、何よりも町民の皆様方がグラウンド・ゴルフに限らず、様々なスポーツに取り組んでいただけるように、私も先頭に立って進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 大変ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩します。再開は16分からです。

午後2時06分休憩

午後2時16分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

日程第2. 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

○議長（林 英明君） 会期中の審査事件として、特別委員会、各常任委員会に付託してありました事件の審査結果の報告を求めます。

一般会計・特別会計決算審査特別委員会に付託してありました令和5年度桂川町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定第1号から認定第5号までの5件を一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○一般会計・特別会計決算審査特別委員長（竹本 慶吉君） 一般会計・特別会計決算審査結果報告書を朗読しまして報告に代えさせていただきます。

令和6年第3回定例会において付託された令和5年度桂川町一般会計及び各特別会計決算認定について、当委員会は9月4日、9日及び11日の3日間、審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定しましたので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき報告します。

審査意見。

財政状況について。

令和5年度の普通会計の実質収支は3億6,184万7,000円の黒字です。また、当該年度中の基金の積立や取崩しなどの要因を考慮した実質単年度収支についても2億3,176万4,000円の黒字となっています。この実質単年度収支の黒字基調が続いていることから、財政運営は全体として安定していると思われまます。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.2%です。前年度の92.1%と比較すると4.1ポイント悪化しており、余裕のない財政状況を示しています。本町の財政運営については、今後の国の地方財政計画等に十分注視し、財政の健全化に努めてください。

健全化判断比率の4つの財政指標は、基準を大きく下回っており、問題ありません。

一般会計決算について。

1、歳入。

(1) 町税等の収納については、税務課収納対策室を中心に、一体的な収納体制が進められています。結果、町税を初め、同じ公法上の国民健康保険税や保育料等、町の債権全般についても

良好な収納状況を高く評価します。

町営住宅の新設が進められている中、旧住宅使用料に比べ、高額となった使用料の収納が順調に行くかと懸念されていました。しかし、町営住宅使用料の現年度分徴収率は99.5%で、前年度より1.7ポイント向上しています。また、滞納繰越分についても23.8%で、前年度より8.2ポイント向上するなど、住宅使用料の滞納解消への努力が伺えます。

(2) ふるさと応援寄附金は、令和5年度5,365万1,000円が寄せられています。前年度実績の比較では、1,141万6,000円の増加となっています。各自治体にとって魅力ある財源であり、本町にとっても同様です。返礼品の開発や納入業者の選定に苦慮されていますが、ふるさと納税事業を業務とする中間事業者を活用してきた効果が表れており、今後の成果に期待します。

2、歳出。

(1) 歳出に当たっては、創意工夫を重ねた施策や費用対効果を考慮して、健全かつ透明な行財政運営に努めてください。

(2) 各種団体への補助金・助成金については、公費支出の必要性や助成対象の妥当性、また運営状況、事業内容、費用対効果等について配意し、常に公平公正な視点で検証してください。

特別会計決算について。

1、住宅新築資金等貸付事業特別会計。

実質収支は、51万3,000円の黒字ですが、実質単年度収支は619万円の赤字です。

2、土地取得特別会計。

実質収支は0円ですが、実質単年度収支は2万6,000円の黒字です。

3、国民健康保険特別会計。

実質収支は5,183万6,000円の黒字ですが、実質単年度収支は1,875万6,000円の赤字です。

4、後期高齢者医療特別会計。

実質収支は261万6,000円の黒字ですが、実質単年度収支は11万8,000円の赤字です。

1、3、4が実質単年度収支は赤字となっていますが、一定の金額を次年度に繰り越しできていますので、現時点で特に問題になるものではありません。2は、特に問題ありません。

基金について。

1、普通会計基金。計33億9,476万6,000円。

2、国保会計保険給付費支払準備金1億7,304万8,000円。

合計35億6,781万4,000円。

1、2共に、特に問題ありません。

結び。

基金残額が約34億円である一方、町債残高が約49億円となる中、健全化判断比率の一つである将来負担比率は発生していませんが、経常収支比率が96.2%と高い値を示しています。

このような状況の下、各種施設の老朽化対応が増加しており、中でもふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理場建設に係る町負担など多額の費用を要する事業への財源確保が喫緊の課題としてあらわれてきています。行政へのニーズが多様化、複雑化する中、眼前にある課題への対応はもちろん、中長期的な視野に立ち、限られた財源、資源の中で、より効率的、効果的で計画性のある行財政運営を行ってください。また、このための具体的な施策の展開を期待します。

桂川町議会議長林英明様、令和6年9月11日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会委員長竹本慶吉。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。認定第1号から認定第5号まで、会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第1号令和5年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。認定1号に反対の立場から討論に参加いたします。

この議案につきましては、当初予算で反対をいたしました同和予算、西鉄バスへの補助金、マイナンバー関連予算が執行されておりますので、私は認定できません。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第1号を採決します。起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、認定第1号令和5年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号令和5年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号令和5年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件については、水道事業会計決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。大塚委員長。

○水道事業会計決算審査特別委員長（大塚 和佳君） 水道事業会計決算審査特別委員会審査結果報告書の朗読をもって報告と代えさせていただきます。

令和6年第3回定例会において付託された令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定について、当委員会は、9月5日、6日の2日間審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定しましたので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき、報告します。

審査意見。

1、水道事業会計の経営状況について。

令和5年度年間総排水量は151万5,515m³で、前年度より6,718m³の減少、有収水量は128万2,544m³で、前年度より3万1,737m³減少しています。総収益は1億8,175万3,000円で、642万8,000円の増額となっています。他会計補助金については、物価高騰緊急支援対策事業費補助金799万4,000円が繰入れにより処理されています。

水道事業における総収益は2億579万8,000円、これに対する総費用は1億9,932万2,000円、当年度の純利益は647万6,000円となっており、水道事業として、引き続き良好な経営状況が保たれています。財政状況においても健全性が確保されています。

また、決算における水道料金等の収入状況についても、良好な収納率が継続されています。

2、資本的支出について。

資本的収入額が、資本的支出額に不足する額は2,531万8,000円です。この不足分は、過年度分損益勘定留保資金2,461万2,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額70万6,000円で補填されています。

3、余剰金処分について。

当年度純利益647万6,000円に前年度繰越利益剰余金1億798万9,000円を加えた当年度未処分利益剰余金1億1,446万5,000円は、減債基金積立金40万円、翌年度の繰越利益剰余金1億1,406万5,000円として処分されています。

4、安定供給について。

土師配水池施設について、躯体、地盤、配管の状況調査が行われました。既存の施設の安全を確保しつつ、現在新たな配水池施設に向けた検討をされています。

また、一部地域において長期間濁り水が発生したことから、配管に空気弁等の設置や大規模な洗浄、洗管作業が行われました。現在、町内全域の水圧、配管の詳細な調査を行い、再発防止に向けて対応されています。今後とも水道水の安定供給に備えた対応を望みます。

5、課題について。

水は、生活基盤や社会経済を支える重要なものです。ゆえに、水道事業者には安全・安心な水道水を安定して供給し続ける使命があります。しかし、次のような厳しい現実の課題に直面しています。○経年劣化による施設や管路の老朽化、○浄水場及び配水池の老朽化、○施設更新のための財源確保。

結び。

水は生命の源であり、町民の生活に欠かすことのできないものです。今後とも安全かつおいしい水の提供に努めていただくとともに、上記の課題に対して、十分な対策を取っていただきますよう強く求めます。

桂川町議会議長林英明様、令和6年9月6日、水道事業会計決算審査特別委員会委員長大塚和佳。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。認定6号に反対の立場から討論に参加いたします。

報告書、事業の決算については異議はありませんが、課題のところにPFOSに関する国の動向を注視、また、結びの文言に、安価、水道水の安価の文言の挿入を申し入れましたが却下されました。この2つの文言は、住民の命に関わることだとの認識から挿入すべきだと私は考えるので認定できません。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） PFOSのことは、ちょっと置きますが、「水を安価に」というところですが、むしろ僕は、この件は、あえて避けてあると思うんですが、水道水の値段を少し検討していかないといけないんじゃないかと思っています。この後、配水池等の新しいところを見つけていってしていくならば、財源が要ります。だから、水の値段を下げる、それは下がったらいんだけど、将来見越して本当にそれでいいのかどうか、そう考えたときに、僕はそこはあえて「安価」というのを入れるべきじゃないと思います。私は、原案のほうに賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第6号を採決します。起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、認定第6号令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3. 承認第15号

○議長（林 英明君） 承認第15号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）について

てを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第15号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

本件につきましては、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施されている定額減税補足給付金の追加につきまして、令和6年8月9日付で専決処分がなされたものであります。

歳入予算では、15款国庫支出金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上がなされています。

歳出予算では、3款民生費において、低所得者支援及び定額減税補足給付金のうち、定額減税補足給付金分が追加計上されています。これは国から提供された算定表の結果に基づき、6月定例会の一般会計補正第1号予算において、6,000万円計上されておりましたが、今般、新たに国から提供された算定ツールを用いて再算定されたところ、多額の不足が生じることが判明しましたので、対象者への速やかな給付を図るため、4,600万円の追加計上がなされたものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第15号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第24号

○議長（林 英明君） 議案第24号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（附則第1条第2号）に掲げる規定の施行期日が、令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じたため、構成市町村において規約の変更について議決を行うものです。

なお、現行の被保険者証は発行されなくなりますが、マイナカードを持たない人には資格確認証が当面発行されます。

当委員会は、審査の結果、賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第24号に反対の立場から討論に参加いたします。

この議案は、令和6年12月2日以降、現行の紙の被保険者証を、もう発行せず、資格確認証を発行するための規約変更するというものです。政府のマイナンバーカード普及のための施策追随であり、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第24号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第24号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、可決することに決定しました。

日程第5. 議案第25号

○議長（林 英明君） 議案第25号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案も、議案第24号と同じように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が交付され、本年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、文言の整理を行うもので、法令改正に伴う条例改正です。

当委員会は、審査の結果、賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第25号議案に反対の立場から、討論に参加いたします。

この議案は、令和6年12月2日から現行の被保険者証を発行しなくなるための条例改正です。政府は、マイナンバーカードは強制ではないと言いながら、あらゆる手を使い、税金を使って、マイナンバーカードを普及させようとしております。被保険者証等の紐づけも、その一環であり、私は現行の被保険者証は残すべきであると考えてるので反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第25号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第25号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第6. 議案第26号

○議長（林 英明君） 議案第26号桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の交付に伴い、文言の整理を行うものです。当委員会は、審査の結果、全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。
これより議案第26号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩します。次、3時2分から。
午後2時52分休憩

午後3時00分再開

○議長（林 英明君） それでは、会議を開きます。

日程第7. 議案第27号

○議長（林 英明君） 議案第27号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第27号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税において、国の定額減税の影響による町民税（個人の減額計上）、10款地方特例交付金では、先ほど申しました町税の減収に対して、国から交付される定額減税減収補填特例交付金の追加計上がなされています。

1 1 款地方交付税では、普通交付税での財源調整による減額計上がなされています。なお、令和6年度の普通交付税決定額は19億8,690万3,000円となっております。

1 6 款県支出金では、容積面積の増加等に伴う荒廃森林整備事業費県交付金の追加計上がなされています。

1 8 款繰入金では、当初予算での財源不足の補填に係る財政調整基金繰入金の減額計上、また庁舎南側駐車場隣接地の購入に係る公共事業整備基金繰入金の追加計上がなされています。

2 1 款諸収入では、電算システムの標準化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金の追加計上。

2 2 款町債では、当初予算計上の九郎丸水路改修工事に係る起債を、より財政措置が優れたものに変更するため、国土保全対策事業債の廃止及び農業用施設自然災害防止対策事業債の追加計上がなされています。

歳出予算では、歳出全般において、本年4月の人事異動等に伴う職員人件費の予算整備が行われています。

個別の案件では、2 款総務費において、前年度繰越金の一部を財源とする教育保育施設整備基金積立金や、庁舎南側駐車場隣接地を、将来のまちづくり計画や現状の課題解決等に活用するための土地購入費、また、町長ほか特別職等が利用する公用車購入費や、電算システム標準化に伴う政府共通クラウド接続サービスの導入に係る委託料及び使用料の追加計上がなされています。

6 款農林水産業費では、内山田地区及び土師一地区の山林の一部を対象とする間伐調査に係る、荒廃森林整備事業委託料の追加計上。

8 款土木費では、桂川駅前駐輪場の防犯カメラ設置について、リース方式から買取り方式に改める予算計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続いて、柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1 5 款国庫支出金において、私立の認定こども園整備に係る、就学前特定教育保育施設整備交付金が交付基準額の引上げにより計上されています。

1 6 款県支出金では、ワンヘルス教育推進事業費県委託金及び部活動地域移行実証事業費県委託金が計上されています。

2 1 款諸収入では、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金や、福岡県後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療費給付費負担金前年度精算金が計上されています。

歳出予算では、歳出全般において、本年4月の人事異動に伴う職員人件費の予算整理が行われています。

個別の案件では、3款民生費において、吉隈保育園が私立の認定こども園、きのみの森こども園に移転整備されることに伴う、建設費補助である就学前特定教育保育施設整備交付金のほか、町社会福祉協議会への学童保育所運営委託料が、賃金改定の反映等により計上されています。

4款衛生費では、10月から接種開始に伴うコロナワクチン接種委託料の計上。

10款教育費では、県からの委託事業で、中学校部活動の地域移行に係るコーディネーター報酬、指導員謝例等の実証事業費や、同じく県からの受託事業で、桂川小学校、桂川東小学校の両小学校で実施される、ワンヘルス教育推進事業で使用するアクションカメラ等の購入費のほか、土曜学習教室運営委託料が参加児童生徒数の増により計上されています。

当委員会は審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成です。

なお、文教厚生委員会として、次のことを要望します。

1、猛暑が続く中、子供の健康と生命を守るために、学校等でエアコンなどの電気代を節約しない。必要な場合は補正を組む。また体育館にエアコンを設置する。

2、保育所や学校の給食で、物価高騰のために栄養バランスや量が保てない場合には、補正を組んで支援する。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 4点あります。9月3日に僕は予算の定期があったときに質問しました。その絡みになってきます。

○議長（林 英明君） 柴田議員1つずつのほうがいいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） いや、一つ一つのほうがいいような気がしますね。

○議長（林 英明君） 1つ目は、3回までですよ。

○議員（3番 柴田 正彦君） 庁舎横の土地に関しては3項目あります。あと公用車が1項目ですから、3と1に分けていいですか。

○議長（林 英明君） いいですよ。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、まず、庁舎横の土地、このことをどのような論議があったのか教えてください。

○議長（林 英明君） 1つずつ行きましょうか。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、お願いします。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） この件につきましては、先ほどお話ししましたように、執行部のほうから提案がありまして、その内容については皆さんの意見を述べられた結果、

結果的には私も先ほど申し上げたように、非常に安価に土地が購入できたということと、用途としてはいろいろな面があるというようなことで、皆さんの賛成をいただいております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 論議というか、聞いて全員が賛成されたということですか、いろいろ質疑もなく。どんなのがあったか。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 総務委員会で出たのが、まず何で今なのかというのも出ました。もっと早くから、あそこの空き地はもうみんな知っていたわけですから、買えなかったのかという質疑をしました。

そしたら、原中課長から説明の中で5条申請、5条申請という言葉が出たので、私はあまり農業のこと詳しくないので、その5条申請の意味は分からなかったんです。「5条申請ちゃ、どんな字を書くと」と聞いたら「いや5の条です」と。1条、2条、3条の5条ですと。そうなんです。

農地法の第5条の申請の中に、この資料を作ってもらったんですけども、農地所有者Aから新しい所有者Bへ名義を変えると同時に、田・畑・地目の農地を変更する場合に、変更した後のどんなことをするかということが決まっていなくて変えられないというのがあるということ。これを5条申請と言うそうです。

それで、もしあの当時に例えば3年ぐらい前の話ですけども、あそこの土地が売りに出たよって私も聞いて、ここ買えばいいのにねと思ったことあるんですけど、その当時、町としては、自治体が農地を直接買う際も、農地法5条許可申請が必要であり、ただ、この単にこの面積の農地を目的が定まっていなく買うことは不可能だと。幾ら町としてもそういうことはできませんよと。ただし、農地転用された後、あそこが農地転用されていたので、その後となれば買うことができる、5条申請は関係なく。

それで、たまたまその時に聞いたのが、今、桂寿苑の前の田んぼの中の住宅地があるんですけども、あそこは坪12万円だと。それで9区画が全面すぐ売れているんですよ。その横もまた20区画ぐらいできるそうです。そんな聞いたとき、こっちの土地もやっぱ大事やし、もし、ここにもと住宅が建ちでもしたら、後々困るんで、買ってもらって私たちはありがたいがなという話になりました。そのときの値段が先ほど竹本委員長も言われたように、坪3万円だったらいいねと、4分の1ぐらいですよ、向こう12万円、こっち大体3万円ということだったら、これは正解じゃないかなという、そういう議論はいたしました。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それに伴って、次の質問なのですが、3分の1の値段と言われたんだけど、その業者が、じゃあ、農地を買ったときの値段は幾らだったのかとか、分かってらっしゃいますかね。というのは、僕は、この土地を農地の段階で売った方からしたら、何か嘘やろうというような話になっていると思うんですよ。いわゆる客観的にこの辺から見たら、これは土地転した。その辺はどんな意見が出て、どうなって賛成になったんですか。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 最初の田んぼのときの値段が5,000円から6,000円というような話です、これ。私は買ったわけじゃないんですが。その後を買われた方が西九開発さんというのが買われて、その方があそこ田んぼを埋めて、それから富士土木さん転売されたと、富士土木さんがあそこに、農地から泥を入れて固めて水が出ないようにしたということで値段が3万円になったというふうに思います。それでも3万円ならいいなと。

それと、これは定かではないんですけども、富士土木さんはあそこに住宅地にしようという考えで、その役場の横に1軒、家がありますよね。あのお家の駐車場があるんですけども、そこを買わせてくれと、あそこがあつたら入れないですよ、中に。そしたら、そちらの方がダメだと言ったということで諦めたという話を聞きました。

何で急にあんなに整地しておって、売りになったのかなと私もちょっと気になったので、そういう話はありました。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 最初に農地を僕が売ったとしたら、これは許せんなって思う、僕だったらそうなる。ちょっと待て、誰がどこでなんでこういうことになつとん、自分が売ったときより何倍もなっているじゃないか。最終的には町が買ったん、なんで最初から、さっきの5条で分かりました、そこは。ちょっとそこは、何か納得、僕はいかないし説明しきれん。

じゃあ、次です。これは9月3日に言ったと思うんだけど、公共事業整備基金繰入金というのが使ってあるんですよ。公共事業整備基金繰入金って公共事業は、あの土地を買うことが公共事業にはならないと思う。整備基金繰入金、僕はすみません。専門性がないものでここは分からないけど、通常こういう項目で町が買うとしたら買うんですか。

何が言いたいかという、最初から保育所建てるのに買うたんやないかなと、僕は前言ったようにそんな気がしているから、それならそれできっちり書くべきやし、どういうことかなと思って、その辺は総務のほうの見解はどうですか。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） その件については、特段質問はなかったというふう

に記憶しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 9月3日に僕は質問したのは意図を持って質問していますから、そこはできたら深掘りしていただきたい。してないということだからしょうがないんですけども、やり直していただけたら幸いです。

もう一つ、公用車についてです。今日、一般質問でも僕、しましたけれども、どのような論議があったのか、そして、どういうことで賛成になったのか教えてください。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 公用車の件については、当然、物を買うにしても、それから車両の種類やなんかも特定するにしても、先立つものはやはり予算がないと、ということで、現在使っている車の価格とといいますか、それを元に数字を計上したということでもあります。

そのことについて特段の質問はなかったようにありますが、総務課長の説明では丁寧にその内容の説明がありました。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりました。納得はしていないけど、説明は分かりました。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 同じく、この土地の件について、どのような審査がなされたかということで、お聞きをしたいと思います。

まず、私はこの土地の評価を、不動産鑑定士を入れられたということでお聞きしております。この場合、その不動産鑑定士の、まず、ここ金額出ていますけども、このとおりの全体で4,600万円だったのかどうか。

それと基準価格、7月に何日かありまして9月には、今年も出ましたけど、その基準価格との差、これがどのくらいあるのか、お聞きしたいと思います。

それと、鑑定料がどのくらいの金額でなされたのか。それと、不動産鑑定士を入れた場合、比較的上下があるんですね。ゼロベースから、例えば上でいけば1.5とか、下が1.5とかいう僕はあると思う。それはどういうことを申し上げたいかといったら、その評価によってその売買価格決まりますので、そこに鑑定士自体が何も数値の計数入れなかったら、これでいう基準価格、普通いう路価で決まるんですけど、そこにいろんな要素が加わる。この場合は有用な土地なのか、不便な土地なのか、その評価によって全然違って来るんです。だから、そこら辺の審議を僕は前回当初出たときに、そうしたことを審議してくださいということをお願いしておったと思います。

それと、土地収容法に関わる内容、こうしたものをきちっと審議していただきたいということをお願いしてはいたしましたが、その内容は竹本委員長のほうにも、私、先に渡して議長を通じて、こういう質問をしますよということを出していますので、可能な限り教えていただいて、だめな分に関しては、課長のほうに答弁が分かる分お願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 資料としては、手元にもらっておりますけれども、まず不動産鑑定士の評価額と基準地価ということで福岡県の工事価格は1万8,100円。（発言する者あり）鑑定士が出してきた金額でしょう。（発言する者あり）ちょっとこれは、じゃあ、課長にもう。

○議員（9番 原中 政廣君） これは本当言うたら、今、課長からもらった資料を見て、私その中でどういう審査がなされたかということを知りたいんですね。その中でも、特にこうしたものをするとき、不動産鑑定士に頼んだときに普通基準価格、路価というんですね、さっき出たでしょ桂川町だとか、福岡市内へボンと行きましたとか、普通はこれも不動産鑑定士が2名ぐらいでやるんだろうと思うんですね。今回もそれに鑑定士を入れてある。鑑定士を入れれば、より正確なものが出たんですよという、行政的な話はできると思うんです。その出た金額のさや、結局、基準価格との差、そこらへんがまずどうだったのかということをお聞きしたいんです。

そして、この不動産鑑定士の中で、結局、基礎内容プラス優良な土地なのか、いろんな考え方あるんですけど。いろんなもう袋地になったところの、係数的には少ない土地だったのか、そうしたものがどういう形で評価として現れてきたのか。

それと土地収容については、これは前回、若干聞きましたので、よければお聞きしたいと思います。

それと、私は、これは5名の分から令和1年頃に個人のものに変わっておるんです。これも5条の申請の許可が1回出て、まず仮登記されて本登記されている。今回、有限会社富士土木のほうに今度は移転登記がされて、これにも5条ということで2回、これは出ています。

そういうところから考えたときに、それともう一つ副議長のお話いただいたとき、「住宅として」という言葉が出てきたんです。ところが農業委員会の資料を見る限り、資材置き場プラス桂川町に対する無償か有償か分からない、賃貸借契約というような文言があったような気がします。そこら辺がちょっと整合性がちょっと合わないなど。出らなかつたら僕は知らなかつたんですけども、住宅で販売する予定だったと。ところが農業委員会は資材置き場プラス何かあったときの桂川町に対する賃貸借契約だということを出てきておるんですね。

今初めて聞いて、えっ、それってちょっと農業委員会は騙されたんじゃないとというような感覚を持ったもんですから、課長のほうに数値的な鑑定士の関係と、これは住宅とかいうのは産業

振興課の横山課長、今、住宅ということが出てきたんですけど、農業委員会に出てきたときそういう文言は出てきています。私は出てきてないというふうに認識していますが、課長お願いします。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（２番 下川 康弘君） 今、原中議員が言われた私がさっき説明したときに、住宅が建ったら困るよねという話は、建つとか建たない、これは今言われたように、この中でも書いてあるんです。農地じゃなくて、駐車場とかそういった資材置き場という形で農業委員会に申請された。ただし、後で売ろうと思ったらいつでも住宅地になるやんかという感覚です。ですから住宅地にもしされたら困るんで、うちのほうで買うことはもう全然オーケーじゃないかという言い方です。そういうことをしております。

○議長（林 英明君） はい、原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） ちょっと確認しますが、住宅地は結局思っただけね。

○議員（２番 下川 康弘君） そうです。

○議員（９番 原中 政廣君） 向こうから出ているわけじゃないで、ちょっといろいろ反論するわけじゃないけど、住宅地ではいけないという自分もちょっと分からないんですけども。それで安価の部分という竹本委員長からの発言に関しては、結局、安価かどうかというのは、この近隣のところと比べられないんですね、今回はね。僕はそう思います。例えば、その前とか、それだけ比較する。

ただ、鑑定結果とのさやがどのくらいあったかというのは、私は重視しているんですね。結局、そういう修正要素をいっぱい出るわけですから。ところが実勢価格と言うんかな、実勢価格とか言うんですね、その近辺の取引があるよとを、そういう表現の仕方をするんですよ。

ところが、それは実質的な売買の過程の中で、大体、昨日ここの土地は10万円で売れたよと、だから私のところも9万とか10万円、これは20万になることもあるんですね、実質。何でかと言うと、そこの取引ですから。

ただ、町やらが買うときで安価とかなんとか決める場合は、この一般的な路価との鑑定士との、普通はもう路価で上げていいですよ。それと、幾ら金額を上げて結局、売買は成立するかどうか分かんないですよ。だって、その金額が嫌と言えれば売買は成立しないわけですから。そこら辺のところの考え方を、私は委員長のほうに、私はこのちょっと面倒くさい部分があったから、私は議長を通じて差し上げておったと思います。

○議長（林 英明君） 委員長、何か難しい話だもんだから課長に振っていただけませんか。はい、原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ただいま議員の御質問の不動産鑑定の評価並びに基準価格とい

う御質問であります。

ただいま竹本委員長のほうが報告しました1万8,100円については、これは不動産鑑定価格というより、桂川町には路線価というものがありませんので、福岡県が毎年基準価格を隣接に定めています。これが1万8,100円、1m²当たり、坪5万9,830円でございます。

これに対し、今回、不動産鑑定をかけまして、こういった取引事例、宅地見込み値ですね。まずここは宅地としての評価というより宅地見込み地という、やろうと思えばいつでも宅地にできる、こういった土地の評価を算定する際にこういう用途で見込むんですけれども、その基準額が1万1,000円という状況でございます。

原中議員のおっしゃるように、これに補正的な金額、ちょっと間口が大きいとか、それと土地の形が長方形とかじゃなくて不正形、こういったもので十二、三%ほどの減がございまして、最終的には今予算計上してある4,600万円という、こういった価格になっています。

あと、土地収容法でございますけれども、土地収容法というのは、私有財産が正当な保証のもとに公共のために用いることができるという、こういった規定に基づいて、公共の利益と私有財産の調整を図るという法律で、今回、この土地を買うことが、この収容法にかかる必要性が確実にあるという位置づけが、ちょっとどうしても取れないと。

仮にこういう収容法にかけられた場合に、租税特別法という最大5,000万円税金がかからない、所得税に加算されないという、こういった優遇措置があるんですけれども、こういったものが適用にならないという状況で、今回、そういった税的な話はないということです。

仮に、この税の適用があったとしても、これは町にとっては何も負担が減ることじゃなくて、買われる方が優遇措置を受けるとこういったものでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 肝心のところちょっと私理解できてないので、その部分だけでお聞きした。ということは、不動産鑑定士が出したと、これは、前は坪当たりで言ったら鑑定士が出した金額が幾らかな。（発言する者あり）そこはいいです。

○建設事業課長（原中 康君） 3万1,570円ということですね。

○議員（9番 原中 政廣君） そして、これは路価で出した場合、基準価格で出した場合は幾らって言われたんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 5万9,830円、坪当たり5万9,830円で、これは公示されております。

○議員（9番 原中 政廣君） 基本的な考え方として5万9,830円を普通ということは、ちょっと間違ったらごめんね。鑑定士の金額のほうが安く出たという考え方かな、違う逆かな。ち

よっともう一回大事なところやから。鑑定士の金額が3万1,500円でしょう。普通どおり売買価格とか通常の路線的なものからいけば5万9,830円ということで、今、竹本委員長あたりが、安価という表現になってきたわけですかね。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほどの議員の事前にいただいた質問の中に、基礎地価という表現がございました。ちょっとこれ調べますと、公示されてある基準的な地価というもので、これが近隣で示されてあるものがこの1万8,100円、平米当たり1万8,100円、坪当たり5万9,830円というものでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） もう3回ぐらいになるんでやめますけれども。要するに、鑑定士の評価のほうがあつたという、基本的なそういう感覚だったらいいんでしょう。

○建設事業課長（原中 康君） そうです。

○議員（9番 原中 政廣君） それで安価という表現の仕方を出したという考え方でいいですかね、はい、分かりました。

○議長（林 英明君） ほかに質問。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 3点ありますが。

○議長（林 英明君） では1つずつでお願いします。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、総務経済建設委員会の皆さん方は、議会からは見えますけど、現場に行かれたということの前提でちょっと質問いたしますが、水路と川に挟まれている土地で、桂川町がこの予定している土地を購入したら、最後に残るのが308m²ですけど、これは、農地転用申請はされていないんですけども、そこだけはポカッと残るんですよ。それでなぜ残したかの、まず質問をされたかどうかというのはちょっと、皆さん協議されたかというのをちょっと聞きたいんですが。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） その点は私どもも気がつきませんで、質問のした記憶はございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ただ、現場は行かれましたでしょうか。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 行ったけど分からんですね。

○議員（5番 大塚 和佳君） ああ、そうですか。そしたら、行かれて分からないということでございますけども、やはり、多分、私は行政上がりですから説明は多分していると思っておりますけども、この308m²を足せば5,000m²以上になると。それだったら、長い先輩方がおられま

すので5,000m²というのは、私たち建設と関係ない元行政職員ですけども、5,000m²というのがどうしても頭の中に残っているのは、議会の議決を付さなければいけないということが、やっぱりどうしてもありますので、そういうふうに308m²ここを残るので、308m²を越して5,000m²残るのに、議会の議決を付さなければいけないとか、そういう発言はあったんでしょうか。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） そういう発言は別にありません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、308m²を原則、皆さん方そこは分からなかったという理解になりますけど。

それ、あと一つ、農業委員会の転用許可から約2か月しか経過していないのに、なぜ急いで4,600万円もするお金を計画して、9月補正に上げたとか、そういうふうな予算上げる経過とか、そんなふうな話は聞かれたり協議されたのでしょうか。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） その期間的なものについては、いつどういう流れで来たかは私どももよく分かりませんで、現実的に数字的なものがそういうことで出てきたということで、非常に安いんじゃないかと、面積からして。そして立地条件というか、場所としては、ぜひこれは町でとっておくべきだということが大勢の意見でした。

○議長（林 英明君） 大塚議員。いいですか。

○議員（5番 大塚 和佳君） 結構です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よく分からない、正直。これ今決められたって困ります。総務経済もまともに答えていないけんが。私みたいに全く素人には何の話かも分からない。これで採決されたって困ります。

1回、これは総務に戻されても、結局また私説明同じ質問して結局分からん。何ていうかな、全員協議会とかなんかで、1回きちっと説明していただけませんか。そうしないと決定するのは僕たち議会ですよ、議員ですよ、チェック機関ですよ。チェックを果たしてない段階で結論を出すのはまずいと思いますので、専門性のない柴田ですけど、そこにも分かるように説明していただきたい。

できれば総務に1回戻すのが一番いいんだけど、戻して持ってこられても分からんと思うから、一遍にその辺の話を聞くことはできませんから、聞くようにしてください。

私は、これは責任を持って町の人に、「このお金間違いないから手を挙げました」とは言えま

せんので、お願いします。

○議長（林 英明君） 動議ということになりますかね。

○議員（3番 柴田 正彦君） だって、このまま決めるんでしょう、このまま行っちゃったら、それはまずいでしょう、この雰囲気です。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私も、今、委員長に質問しましたら、現場に行かれて、もう308m²、そこに今、草ぼうぼうなんです。やっぱり行政的には説明していると思うんですけど、そこら辺を全然聞いてないということは、私もどうしてもちょっと理解できませんし、やはり4,600万円という大きな金額を私たちが賛成するならば、それなりの理由を持っておかないといけないし、今のところ賛成する理由は私は分かりませんので、柴田委員長が言われるように、私も何がしかこう協議なりされたほうがいいと思います。

○議長（林 英明君） 動議という取扱いでよろしいとでしょうか。

暫時休憩します。

午後3時39分休憩

午後4時16分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今、全協を開かせていただきました。再度、町長に確認したいと思います。この土地を買ったときに、ちょっと名前分かりません。下秋月線があると思うんです。これに、今、協議の中では、はっきりしたところありません。私の判断材料では、きちとここにつなが努力する。いろんな問題あると思う。つなげる可能性があるんであれば、しっかりつなぐということの確認ができれば、私はいいと思うんですけど、それはできないで、もうこの道を使うとか、用地が、用地の使い方についてはまあまあですね。あうんの呼吸というのがあって、大体、皆さん、今日、一般、いろんな質問の中で、私は感じております。ただ、この秋月線にきちとつないでいくという感覚が町長の中にあるのかなのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、原中議員御指摘の件でございますけれども、私も実際現場を歩いてみました。それはいわゆる住民センターの横から、住民センターの裏に庭がありますけれども、その庭を通り抜けて、この土地につながという部分です。いわゆる幅的には確保できると考えられますので、ぜひ、利便性のためにも、そういった確保はしていきたいと考えています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。私はそういう判断の中で判断しますけれども、議会と執行部とのあい関係の中では、こういう分は全員協議会開いて、きちっと表明していく。そういう部分は大事だと思いますよ。今、全協開いて初めて分かったような形のものもありますし、あとは、結局、想像の世界でいかなければなりませんので、そういうことよりか、やはり、議会と執行部の関係の中で、そんなに隠さなくても、そんなに、私、桂川町議会悪い人おらんと思いますんで、まあ少し。だから、それはね、やっぱり町長、大事なことだと思いますよ。こうだとね、隠し隠しいかれたら、私は五条の問題も言ったけど、だんだんだんだん疑ってこないけなくなるんです。ただ、明確に出てくれば、そこら辺は判断材料として使えた。でも、判断材料はないのに議員に求めて、わけわからんで、何でも賛成とかいう話には、ちょっと僕はならないと思う。ぜひ、そういうとは感覚的によろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長に本来すべきところやないんでしょうが、します。

僕は、駐車場もし駄目だったら、もう即撤退してくださいよまでは言っています。だから駄目ならしょうがないと思っています。やっぱり、あっちのほうがいいとはどっかでありますけどね。ただ、今後ですが、やはり情報は今言われたように明らかにしてほしいというのが1点です。土地も客観的に見て、あの土地使えない土地ですよ、業者から見たら。3分の1で安いと言われるけど、もうちょっと安くなりそうな気がします。頑張ってください。買うとしたら、町の皆さんのお金です。

土地のことやないで、この後、車のほうも十分に検討していただきたいということはよろしいでしょうか。この2点。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘の点につきましては、十分承りました。

全員協議会の開催等については、やっぱり、その都度の状況なり判断が必要かと思っておりますので、まずは議長と相談、あるいは議長団と相談しながら考えていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 昨日の質問から今日の委員長の報告なり聞きよったら、もう大体、認定こども園かなというふうなことが私は感じておりました。それで、今日明言をしていただければ、私は、土居一の人間からすれば、あそこは駄目ち、こっちもどうか分かりませんが、判断する材料ですね、そこらを明言していただければ、ちょっと賛成反対のいい私の材料になると思いますので、もし、できればですよ、できなければ大丈夫です。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども申し上げますように、土地を手に入れることができれば、認定

こども園の候補地として考えていく必要があると、そのように思っております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第27号に反対の立場から討論に参加いたします。

この議案には、役場横に隣接する土地4,816m²購入費約4,600万円、ガバメントクラウド接続サービス導入委託料55万7,000円や、そのための使用料350万5,000円が計上されています。このたび問題になりました土地や、そして公用車購入に関し、私は納得がいきません。説明がいまいち私には届いておりません。よく分かりません。

それで、このガバメント関連予算のことですが、2022年1月に、国による標準化対象の20基幹業務が定められたことに基づき、原則全ての地方自治体が2025年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行するためのものであり、私はこのことを指摘し、反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。北原議員。

○議員（7番 北原 裕丈君） 賛成討論いたします。

役場南側土地は、平坦で十分な広さあります。すぐにでも宅地造成ができるため、買えなくなる前に町で購入することは賛成です。

以上、賛成討論、終わります。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第27号を採決します。起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第27号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第2号）については、可決することに決定しました。

日程第8. 議案第28号

○議長（林 英明君） 議案第28号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹

本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第28号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、予算の総額を229万6,000円にするものです。

歳入においては、前年度繰越金の決定及び事業収入の増額が主なものであります。

歳出では、歳入余剰見込みに伴う一般会計への繰出金等の追加計上であります。

なお、地方債の償還が平成28年度で終了しましたので、その後は滞納整理のみを行っていません。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第29号

○議長（林 英明君） 議案第29号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、歳入においては、国民健康保険税の寡婦決定に伴う増額補正と財源調整のための県支出金の減額補正、令和5年度決算の確定に伴う繰越金の増額補正が主なものです。

歳出では、負担金等の精算返還に伴う諸支出金が主なものです。

当委員会は、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第30号

○議長（林 英明君） 議案第30号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、職員の人事異動に伴う増額補正が主なものです。

当委員会は、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第31号

○議長（林 英明君） 議案第31号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第31号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正予算は、収益的収入及び支出のうち、支出において、水道事業費用26万1,000円の減額をするものです。

主な内容は、1目原水及び浄水費においては、職員の手当等及び水質検査手数料の追加によるもの。

2目配水及び給水費では、職員の人事異動等によるもの。

4目総係費では、職員人件費の整理等によるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 意見書案第2号

○議長（林 英明君） 意見書案第2号健康保険証の存続を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。吉川紀代子議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 意見書案第2号健康保険証の存続を求める意見書（案）について、上記の議案を別紙のとおり、桂川町議会会議規則昭和62年桂川町議会規則第1号第14条第2項の規定により、提出いたします。

2024年令和6年9月20日。提出者、桂川町議会議員吉川紀代子。賛成者、桂川町議会柴田正彦議員、同じく原中政廣議員です。

理由は、別紙意見書（案）のとおりであります。よって、意見書案を朗読し、提案に代えさせていただきます。

健康保険証の存続を求める意見書（案）。

政府は、2023年6月2日、マイナンバー法等改正案を可決しました。このことにより、2024年12月2日をもって、現行の健康保険証は廃止され、マイナンバーカードに一本化させることになりました。

マイナンバーカードにひもづけされた健康保険証は、誤登録が多数あり、本人確認ができないなどの相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信が広がっております。多くの国民が不安を感じる中、実際にマイナ保険証を利用している国民は、僅か9.9%となっており、推進側の委員からも懸念が示されています。

福岡県保険医協会が実施したアンケート調査では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関で、他人の情報とひもづけられたり、保険資格が確認できず窓口支払いが10割負担となったケースなどのトラブルが起こっております。診療情報や投薬情報の取り違えは重大な医療事故につながるおそれがあり、また、個人の医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことも重大問題です。

マイナ保険証への移行後、国は、マイナ保険証を取得していない人には資格確認書の発行を検討していますが、医療機関の受入体制の状況により、窓口での資格喪失や無保険扱いになることも懸念されます。

もともとマイナンバーカードは任意取得であり、現行の保険証を廃止することは公的保険を利用できない国民が生まれる危険があり、廃止の強行は大混乱を起こすことも憂慮されます。いつでも、どこでも、そして、誰もが安心して医療を受けられるように、現行の健康保険証を廃止せず、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2024年令和6年9月20日、福岡県桂川町議会議長林英明様。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様、法務大臣様、デジタル大臣様。

以上で、説明を終わります。決議していただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 一応、反対の討論をいたします。

この意見書を読ませていただいて、まず4行目「マイナンバーカードにひもづけられた健康保険証は誤登録が多数あり本人確認ができない」、9行目「他人の情報とひもづけられたり保険資格が確認できず窓口支払いが10割負担となった」とありますが、これはマイナンバーカードの発行時の入力ミスで起こったトラブルだったと認識しています。

この意見書は、健康保険証の存続を求めるのではなくて、マイナンバーカードに反対する意見書のように思えます。

また、「資格確認書では公的保険が利用できない国民が生まれる」など、不安をあおるような内容になっています。

そこで、資格確認書と健康保険証の違いをかなりネットとかいろんなもので調べたんですが、その違いが分からないんです。違うのは名称だけです。なので、資格確認書はマイナンバーにはひもづいていませんので、安心して公的保険を受けられるのではないのでしょうか。

よって、制度が危うくなるかのようなイメージを与えるこの意見書には、賛成することはできません。よって、反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今、杉村さん言われたんですけど、進めていったのは政府ですよ。自民、公明です。だから、そういったこと言われていると思うんだけど、僕、まだ、マイナンバーカード持ってないんです。ということは、ひもづけ失敗する可能性がある人間なんです。

先ほど言われた資格確認も、これ、いつまで続くかも分かってない。これは自民、公明がどう考えるかによって意見変わる。なら、僕はやっぱり国民保険証のが安心なんです。という僕と同じぐらいの年齢の人、さらに上の人は思っていると思います。もっと、この国の政府が信じられるならば、僕はマイナカードを取るかもしれない。しかし、この情報の非常にいい加減さとかが気になっています。だから、僕は保険証が欲しい。確認書よりも。保険証なら、まだ本来続いてほしいと思いがあからずです。

以上をもって、僕は賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 賛成討論いたします。

今、私も医療機関かかっていますけど、まだまだ医療機関で十分な対応ができてないです。飯塚病院あたりでも実際できてないです。個人の病院あたりで、だから、結局、そういう、ひょっとしたら、分かりませんが、政府もこれ12月2日とかいろいろ、ひょっとしたら延長してくるかもわかりませんよ。私、そんな気がしてしょうがない。ここで言っときます。必ず、もう医療機関が間に合っていないんだから。そういうところからいけば、この保険証、今まで長きにわたりしてきた。それによって、何か何かの弊害があるわけじゃないから、これは、いろんな形の中で個人的な考えあると思いますけど、これは存続してやるということで、正しい判断だろうと思います。

以上、そうした理由で賛成いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 反対討論がありますので、これより意見書案第2号を採決いたします。
起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立少数であります。したがって、意見書案第2号健康保険証の存続を求める意見書（案）については、否決することに決定しました。

日程第13. 請願第1号

○議長（林 英明君） 請願第1号産業廃棄物焼却施設建設に対する住民・区長会の痛切な思い、並びに問題解決への対応を求める請願書についてを議題といたします。

本件について、紹介議員の説明を求めます。大塚和佳議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 請願文書表を御覧ください。

産業廃棄物焼却施設建設に対する住民・区長会の痛切な思い、並びに問題解決への対応を求める請願書について。

請願者は、桂川町大字土居424番地1、桂川町区長会藤川秀樹会長。紹介議員は、私、大塚和佳、北原裕丈議員です。

請願の内容につきましては、請願書を朗読し、説明とさせていただきます。

飯塚市大将陣公園南側の桂川町吉隈地区に計画されている産業廃棄物焼却施設は、作物汚染、汚水、自然自浄による環境及び健康被害等への影響が予想され、問題点や不安要素が多く、疑念

払拭には程遠い状況にあり、このまま建設が進めば将来に禍根を残すことになることを懸念しています。

町民の安全、安心生活を担保できる居住区環境、並びに健康の維持を将来にわたり維持するため、環境影響自治区域8行政区において、産業廃棄物焼却施設の建設に反対する署名活動を行いました。

また、環境影響自治区域8行政区の署名活動方針決定後、産業廃棄物焼却施設建設は桂川町全体に係る問題と捉えなくてはならないと考え、令和6年度第1回区長会において、区長会全員の請願書提出、署名押印を提案し、了承を得たものです。

以上の事案は、桂川町並びに飯塚市を含む周辺地域の住民にとって、今後の展望を左右するものであり、避けて通れない大問題であります。よって、環境影響区域住民及び区長会全員の思いを御賢察の上、問題解決へ向けた対応をよろしくお願いいたします。

なお、環境衛生自治区域8行政区の署名活動資料と併せ、請願書を一括提出いたします。

非常に困難な課題ではありますが、何とぞ、今後の対応をよろしくお願い申し上げます。

請願書の提出先、桂川町長井上利一様、大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長柴田正彦様宛てです。

以上で、説明を終わります。採択していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りします。本件を採択し、請願書を提出することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号産業廃棄物焼却施設建設に対する住民・区長会の痛切な思い、並びに問題解決への対応を求める請願書については、原案のとおり採択することに決定しました。

なお、請願書は、桂川町長、本町議会の大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長宛てに提出いたします。

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、

令和6年第3回桂川町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員